

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 4 ） （ 14.2定 ）			
日 時	平成 1 4 年 6 月 1 7 日（月）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 8 時 2 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	久末委員長、秋山副委員長、横田・前田・大竹・松本(光)・斉藤(裕)・中島・見楚谷・佐々木(勝)・北野・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、水道局長、教育長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、企画部参事、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

○委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に前田委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

新谷委員が北野委員に交代になっております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

○（学教）学務課長

一昨日、15日の北海道新聞に掲載されました祝津小学校における児童の集団欠席の経過について、ご報告申し上げます。

先週14日の金曜日午前9時半ごろ、祝津小学校から学務課に、在籍児童56名中、19名の児童が腹痛、下痢、嘔吐等の症状を訴え、欠席した旨の報告がございました。

なお、後に登校児童が新たに3名早退をしておりますので、全体的には、22名の児童が同じような症状で欠席したということの報告になりました。

学務課といたしましては、直ちに保健所・学校給食課に状況を伝えるとともに、祝津小学校の給食がオタモイ給食センターでつくられているということもあり、オタモイ給食センターの受配校である小学校8校、中学校3校にも、それぞれ児童・生徒の欠席状況についての問い合わせをいたしました。

その結果、祝津小学校以外の学校については、児童・生徒が腹痛を訴え集団的に休む、そういった状況がなかったことを確認いたしました。

また、祝津小学校については、学校に対して、欠席した児童・生徒の症状あるいは通院の状況等の状況把握、さらに登校児童の様子等をつぶさに観察するよう伝えるとともに、当日の対応といたしまして、22名という4割程度の児童・生徒の欠席ということもあり、当日の給食は中止し、午前授業で児童をそれぞれ家に帰すことといたしました。

なお、翌日から土曜日・日曜日に入るということもございまして、それぞれ保護者には現状での経過の説明と、土曜日・日曜日に新たに腹痛等の症状があった場合、直ちに学校に連絡してもらうよう体制をとったところであります。

なお、土曜日・日曜日の15、16日につきましては、教頭、校長が学校に出て、欠席児童の状況把握と新たにそういった症状の発症がないかどうか、それぞれ保護者と連絡をとったところでありますが、新たな発症はなく、また、14日欠席した児童・生徒についても快方に向かっているということでの土曜日、日曜日の状況把握をしております。

なお、この間の経緯につきましては、それぞれ学校医・学校薬剤師等々との連携を取りながら進めてきたところであります。

なお、本日の祝津小学校の児童の欠席状況ですが、14日の早退も含めた22名中、なお4名の児童が欠席となっております。そのほかの児童につきましては、平常どおりの登校になっております。欠席している児童につきましても、下痢等の症状はおおむねおさまっているわけですが、まだ体調が戻らないということもございまして、欠席ということになっております。

また、学務課といたしましては、本日もオタモイ給食センターの受配校11校に対しまして、生徒・児童の出席状況についての確認をしておりますが、11校については平常どおりで、特徴的に腹痛等の報告はないということで受けております。

なお、今後の対応につきましては、学校とも連携を取り、また、学校医、学校薬剤師とも連携を取りながら対応

してまいりたいと考えております。以上です。

○保健所長

今、教育委員会からの説明ですけれども、保健所は医学的にどのような調査をしていたか、簡単に説明します。

金曜日の段階で、そういう情報が入ったことから、保健所としては、患者さんを診て、各病院に患者さんの症状そのほかを問い合わせました。比較的、症状は軽いということでしたけれども、一時に大量の児童が症状を出したというか、食中毒の疑いということで調査を始めました。

土曜日、患者１人、協会病院に入院した患者さんから便を採取、便からの検査ということで調査をいたしました。それで、土曜日の段階で患者さんの発生が増えていったわけですが、その後、特に増えていないと。そして、その小学校に限定したものか、また、周辺の就学前の子どもに同じような症状が出ていないか、それが非常に重要なのですけれども、問い合わせるとそういった事例は一切ないということで、祝津小学校の児童に限定した集団発生であり、食中毒に沿って考えられる。

それから、あとは教育委員会の説明がありましたとおり、オタモイの方の給食センターの調理場の方では、祝津小学校以外からは出ていない、祝津小学校だけだということから、何らかのそういう給食に関係したものが考えられるのですけれども、もともとの調理するところでは特にそういうことが認められないということから、調理場から児童の口に入るまでの過程で何らかの感染するものが入っていたのだろうかということで、現在調査中です。ただ、土曜日、月曜日の段階での、各病院の調査結果を見ますと、極めて炎症反応が低いと。２日間ぐらいでみんな治っているということから、食中毒が最も考えやすいことでありますけれども、まだ、はっきりした根拠は出ておりません。

ですから、現時点では、ウイルス性急性胃腸炎の集団発生という判断ですけれども、あとは、さらに検査物から何らかのそういう病原体が出てきましたら、それではっきりした診断がつくかなと思います。ただ、症状からくる下痢も今はほとんどおさまっていますから、その問題がはっきりわかるかどうか、ちょっと今は未定です。以上です。

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党の順序といたします。

○斉藤（裕）委員

広域連合について

広域連合についてお尋ねします。

今、資料を出していただきました。この資料というのは見積書が３通、それと私が、今まで焼却場とリサイクルプラザは市単独と広域連合設置であるから、コンサルの発注というのは幾らかかったか、それぞれの持ち分が明確にならないから整理しなければならないのではないか、こういう指摘をしていたのにもかかわらず、実は一括発注で、今年の１月24日にもう既に決まってしまうている、こういうことが明らかになりました。

そこでまず、一番最初に市長にお尋ねしますが、今年の１月24日に第５回の推進設置協議会というのが開かれているそうです。そして、環境部の説明によりますと、このコンサルを小樽市単独のものと広域でやるものと分けるのでないかという議論は、ここで決着ついた、首長会議で決着がつかましたということなのです。

記憶をたどるとというのは難しいでしょうけれども、１月24日、市長が出られた首長会議において、そういう議論があったということをご記憶されておられますか。

○市長

たしか、この日の議題は、今指摘のあった問題について事前に報告を受けまして、今の考え方についてどうなの

だということを環境部の方に、うちの方からも問い合わせたというか、経過があって覚えています。

破砕処理なりリサイクル施設について広域連合の方に全部お願いするということの方針で進むということであつたものですから、それはそれで、そういう基本方針であれば、推進協議会の議題として提案してもいいだろうという判断をした記憶がございまして、推進協議会の中では、特に、そのことについての議論はなかったように記憶しております。

○ 斉藤（裕）委員

確認しますけれども、市長は事前に報告を受けたけれども、会議の場で、そういう議論が事前にあつて、会議、つまり首長さんの場面では、そういう議論はなかったということなのですね。

当然、そうすると他の首長さん方の認識の中には、小樽市の方からコンサルの選定について、話が出ていないのですから、こういう指摘があるなどということは、皆さんはご存じないということですね。

○ 市長

普通、首長会議をやる前段で、担当者の会議もありますし、それから助役の会議もありますので、その段階でどういう話があつたかわかりませんが、首長会議の中では、今、私が申し上げたような内容を説明して、特に議論はなかったということです。

○ 斉藤（裕）委員

時間の制限もありますから、その部分は別の機会にしようと思ひますけれども、少なくともコンサル選定などというのは非常にデリケートで、また、どろどろとしていますし、一般的に他の首長は、経緯、経過がわからなければ疑問に思はずがないわけなのです。

しかし、私は、今までどこからどこまで小樽市のコンサルタントで、どこからどこまで広域が本来負担するものなのか、こういう線引きは非常にあいまいなのであるから、これはコンサルタント選定について、又は経費の分担については難しいのだと言っていたわけです。

これが他の町村の首長さん方に伝わっていないということになると、広域の主たる構成員たる小樽市の議論というのを全く伝えないで、何事もなかったかのように進んでいっている、こういう印象をぬぐえません。

それで、今回の資料には、皆さんご承知のとおり、小樽市の事務局は、広域連合事務局であり、推進協議会事務局であり、小樽市で決めているというふうに外からは映るわけです。

そんな中で、今回設置される広域連合の予算の中には、全都清に対する 1,050万という委託料が入っています。それで、資料を請求したわけですが、この委託料というのは、いつ見積りを徴したのですか。

○（環境）金田副参事

平成12年12月4日にファクスにより徴しました。

○ 斉藤（裕）委員

皆さんは、私の指摘があつて大慌てで何か裏づけになるものを探したのだと思うのです。

副参事はにこにこ笑顔でおられるけれども、おかしいじゃありませんか。12年、もう既に2年たった全都清からの見積りというのは、私も資料請求した、情報公開された中に入っているものでないのです。そういう資料というのは情報公開上出てこないのです。

私は、一切の資料ということで求めたわけですから、本来であれば、今、資料で示されたように、もう既に私が資料請求をしたときに、この黒塗り、べた塗りの資料が私に渡っていておかしくないのです。

ところが、今回、私の指摘、広域連合の 1,050万、50万というのは消費税でしょう。1,000万で全都清に委託をするのだ、この根拠になる見積書はどれだというと、皆さんは平成12年の見積書を持ってきて、これが根拠ですと言っているわけです。

当然、この中味は平成14年度の事業ということの見積りではありません。左肩を見ていただいたらわかりのよ

うに、13年度実施すると書いているのです。事業年度は13年度なのだと書いているのです。こんなものが見積書として通用するとお考えですか。

○（環境）金田副参事

その当時の年度といいますが、12年12月ですから、14年度以降にそういうことをやって、予算をつけないければならない、こういう中で参考見積りとして聞いているわけです。その分の金額については、特段に前向きに変更がないという形の中で、私どもは、平成14年度の予算の基礎に使ったということでございます。

○斉藤（裕）委員

そんなことで逃げられませんよ。

それじゃ、そもそも、これは12年の12月3日に全都清から出された見積書でしょう。あなたたちは議会の要請でなくて、情報公開の中でも、この資料は出してきましたけれども、容易に推測できるのは、この以降に、皆さんの復命書にあるように事態は変わっているのです。

例えば、当初の話でしようから、この中には、学術研究者の旅費というのは東京と小樽しかないわけです。でも、その後の復命書の中には、札幌というところから委員を呼んでくることになっているのです。

この見積書が当初のものであって、それが現在の1,050万にたどりつくには余りにも心もとない、根拠が希薄だというのは当たり前のことではないですか。後追い後追いでそんなものを出していけば、この原本も、もう一度資料要求したら違った結果になるのではないかと私は思うわけです。

幾つかの見積りの、たまたま今回の14年度に仕事をやりそうところ、そこだけすぼんと抜いて私たちに出してきたのでしょう。その証拠に皆さんは、この見積書のかがみを出せないでないですか。この見積書が正しいものであるとするならば、全都清のきちんとした横判と、そして日付と、金額はべた塗りでもいいです。それがあってしるべきでないですか。

私が委員会始まる前に皆さんに尋ねましたら、表紙はないのだと言うのです。表紙がない見積書などというのは聞いたことがありません。かがみのない見積書などというのは通用するのですか。

○（環境）金田副参事

事業委託契約を結ぶのに正式に相手から見積りを徴取すれば、そういう形のものになるかと思えますけれども、あくまでも予算を算定する段階でのサンプル見積りといいますが、そういう形なものですから、ファクスでいただいた内容を使用している、ということだけでございます

○斉藤（裕）委員

2年前のものをわざわざファクスでもらうのですか。内容も違っている。あなたたちは無責任です。みずからの復命書の中で、全都清も含めて札幌のと言っているのです。その札幌の記述がないような見積書ももらって、そんなのを有効ですなどというのは、概算ですなどと言って、そんなこと通用するわけがないじゃないですか。しかも2年前だと言っているわけでしょう。さきほどの答弁で12年の12月の3日とあったじゃないですか。

こんなかがみのない、かがみがないのだから当然判こもないです。これはどうやったって、だれが見たところで何かのページを抜いてきたという資料でないですか。一部だけ抜いて、コピーしたという資料です。しかも、12年だとすれば、これは、私の情報公開でも出てきていない資料なのです。情報公開の中でなぜ漏れたのですか。

○（環境）管理課長

情報公開の関係では、コンサル系統の一連の書類ということの中で提示したかと思えます。その部分では、見積りということで、さきほど副参事の方から申しましたとおり、ファクスでいただいているものでございますので、その意味では、委員の方には提出していなということでございます。

○斉藤（裕）委員

全都清はコンサルを決める元締めでないですか。なおかつ、12年のときにもう既にこんな見積りが来ているとい

うことになる、コンサルが決まった後も、さらにコンサルの指導をするという、金まではじいてきているわけでしょう。それは、なぜ出せなかったのですか。

財政が総務どちらでもいいです。教えてください。

参考見積りと言いつつも、見積りの提出期間、提出日、有効期限、だれからだれへの見積りだということ、要するに、かがみの部分です。かがみの部分がついていない見積りで、皆さんは契約を、または予算の積上げをすることが出来ますか。しかも２年前のです。

○（財政）財政課長

それは内容によると思うのですけれども、一般的には参考見積りといいますが、正式に見積りを取る場合、当然、見積りをした人の名前も書いてございます。

そういうことからいくと、この資料の使い方の性格をちょっと承知しておりませんので、単なる資料の一つとして徴取したのであれば、こういう形もあるのかなとは思います。

○齊藤（裕）委員

内容が変わっているというのが明らかな場合もそうですか。

例えば、この資料は、委員というのは、旅費計算は、小樽と東京の旅費計算になっているのですよ。

今、環境部で言っている技術検討委員というのは人数も違うし、東京、そして札幌は２人ぐらいなのです。そんなものを皆さんだったら、はい、そうですか、内容は変わっていませんかなどと言って出すのですか。

○（環境）金田副参事

今の札幌の委員だとかというご指摘は、この前も議会の中でお示した出張の復命書の内容になっていると思いますけれども、あくまでも、こういったことで進めるかの途中経過の資料だということにご理解をいただきたいと思えます。

正式に、これが札幌になるだとか、そういった形でまだ決定されておりませんので、これから改めて、７月に予算が議決されて以降に、こういった委員構成にするのか、そういったことも含めて改めて仕様書を示して、受注計画の見積書を徴する、こういう流れだと思うのです。別段に復命書に記載してあったから、それが決まったことであるということでないことだけご承知おきを願いたいというふうに考えてございます。

○齊藤（裕）委員

それなら、あなたたちは、この見積書が有効だと言うのであれば、あなたたちの今の考えというのは、東京と小樽の学識経験者ということなのですね。

○（環境）金田副参事

どういう開催かは別にして、これは小樽で開催した方が回数的には何回。それから、東京で開催したら何回になるという考えでございまして、小樽の委員が東京に、そういう内容ではございません。

○齊藤（裕）委員

建築都市部に聞きますけれども、廃棄物処理センター内の地質調査見積り概要というのが出ています。建築都市部が見積りをつくったそうです。

これは、平成13年３月、去年つくられたそうですけれども、その資料についてちょっとお尋ねします。

工事費総括表、お手元にありますよね。右肩に12 - 11 - D A - 6682 - 0、そして４ページと書いてありますけれども、これはどういう意味を持つ数字ですか。

○（環境）明井主幹

ただいま委員のご指摘の資料につきましては、建築都市部ではなくて、環境部の方から土木部の方に依頼した測量内訳書になります。

○齊藤（裕）委員

それじゃ、同じ質問を土木部にします。

○（土木）建設課長

設計書の上の方についている数字ですか。

ちょっと私どもも今の段階では中身についてわからないのですけれども。

○斉藤（裕）委員

一般的でいいです。一般的に何をうたっているのですか。

○（土木）建設課長

ちょっと後で調べましてご報告いたします。

○斉藤（裕）委員

数字というものは何かあるのでしょうか。私が不思議に思っているのは、何か、この数字はきつとどこから出してくるプリントアウトというのですか、印刷するときにごちゃごちゃにならないように数字がついているのだと思うのですけれども、右肩についている数字、４ページだとか何とかいろいろ書いているのですけれども、４ページ、６ページとかといろいろ書いていますけれども、これはいつ、どんな形で整理されたものなのか。

それと、もう一つ、ちょっと見づらいなのですが、左肩にC O 71 C とかC O 41 C とかC O 73 C とかと書いているのですけれども、私は一般的に、これが一連の作業の中でやられたのだったら数字が連続するのかなと思っているのですけれども、その辺はどうなのですか。

○（土木）建設課長

コピーをとるときの何かだと思えますけれども、うちの方の内容がちょっとはっきりわからないので、後から調べましてご報告いたします。それでよろしいでしょうか。

○斉藤（裕）委員

後からでは困るのです。つまり、資料の信憑性に疑問を持っているわけです。だから、単純にこうこうこうなのですよと言ってくればそれでいいことで、お待ちしますよ。

○委員長

今、土木部の方でそれを確認しに行きましたので、ちょっと時間をとってください。

○委員長

すぐ戻りますか。

ここをちょっと保留にして、先に進めていただけますか。今行っている間、時間がたちますので。

○斉藤（裕）委員

それじゃ、この関連でできるところをちょっと。

地質調査委託概算見積書というのは、これも土木部なのですか。

○（土木）建設課長

建築都市部に作成を頼んでおります。

○斉藤（裕）委員

待ちます。

○委員長

いいですか。

○斉藤（裕）委員

はい。

（発言する者あり）

○委員長

すぐ戻ると言うものですから。（発言する者あり）

○斉藤（裕）委員

という声がありますので、部屋の。この回答を待ちたいものですから、休憩で結構です。休憩してください。

○委員長

このまま休憩。

○斉藤（裕）委員

いやいや、それは委員長の判断で。

○委員長

すぐ戻ると言うことですから、この場で、このまま待っていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○（土木）建設課長

済みませんでした。

何せ今、うちの方で設計しているときに、札幌の北海道建設技術センターというところから、コンピュータで設計の内容だとか、そういう形を、こちらの方から入れれば、向こうの方から、そういう形で歩掛りが返ってくる、これは、そういう番号で載せていまして、まず12と書いているのは年度です。それと11と書いているのは小樽管内です。D Aというのは小樽市ということです。それから、そこに6682と番号が書いてあると思いますけれども、それは、個人が引き出すときに、個人の自分のパスワードの番号ということなのです。

それで、次、ゼロだとか1だとか2だとかというのは、設計変更したとか自分の番号を持ってやる、そういうことで、あくまでもコンピュータ上の、建設技術センターの方から設計の内訳を引き出すための番号、こういうことでございます。

○斉藤（裕）委員

左側は。

○（土木）建設課長

左側は、今、コンピュータの建設技術センターに聞きましたけれども、意味のない数字、積算システム上の向こうが処理しているような、意味のない数字ということなのです。

あくまでも他意があってこういう番号とかをつけているわけではなくて、コンピュータで打ち出すときに、こういう番号がついてくるということでございます。

○斉藤（裕）委員

建築都市部と土木部に、それぞれ積算見積りを依頼したのは何月何日ですか。

○（環境）金田副参事

土木部に依頼したのは平成13年2月16日、それに関しては2月21日に見積りをいただいております。

それから、建築都市部の方には平成13年2月21日に依頼して、3月2日に見積りをいただいております。

○斉藤（裕）委員

皆さんが全都清からファクスで見積りをもらったと言われる平成12年12月3日、どんなことを言ってファクスをもらったのですか。こうこうこういうものをくださいとか、こういう見積りをくださいとかとおっしゃるでしょう。ただ、やみくもに見積りをくれと言って送ってくるわけでもないでないですか。どういう説明をして求めましたか。

○（環境）金田副参事

平成12年のそのあたりの、どういう形をしたかというのは記憶にございません。

○斉藤（裕）委員

そうしたら、何についてもらったのですか。皆さんのもらったものにかがみがついていれば一発でわかるのです。何々について、いつ提出しましたというのがわかるのですけれども、かがみがありませんから。

そして、少なくとも私が手元にいる資料の中には、口頭で見積りをもらうというのもどうなのかわからないのですけれども、少なくとも文書で全都清とやりとりした形跡はないです。何を求めたのですか。具体的に言わなかったら、向こうだって見積りをつくれんじゃないですか。どうなのですか。

○（環境）金田副参事

そういう意味では、コンサルタントに7項目ないしの受注計画の策定経費を委託することになる可能性がある。そういう段階では、全都清としてどういう形で技術指導をすることができるのか。こういう内容かというふうに、今の提出した資料で見た限りでは。

○斉藤（裕）委員

相手は電話で受理しましたか。そんな大事なことを口頭で受ける人というのはいますか。口頭で、こう言ったわけですか。今度コンサルタントに依頼する7項目に対する技術の指導をしてほしいから、幾らになるか見積りを上げてくれと言ったのですか。どうなのですか。

○（環境）金田副参事

そういう意味では、技術指導という形で全都清は行っているわけですから、私も、そういった内容についてどういふことをやるか整理してごさいませんので、こういった委託を、コンサルタントの技術指導についてはどういったことの内容かということで、こういったことで予算にする必要な参考見積りをお願いしますと、こういう形でなかったかと思います。

○斉藤（裕）委員

助役に尋ねますけれども、とても今の議論を聞いていて、今回、1,050万の見積り、予算金額に至る見積書を徴したとは思えないのです。

口頭で、だと思えます、だと思えますと。しかも、環境部から示された資料の中には、こういうことを全都清に頼みましたと。見積りを徴すとか、これから見積りを徴するのだとか、徴しましたとか、そういうものが一切書かれていません。

これは、契約、または見積りの取り方としてはいけないことじゃないですか。

○助役

今、原部の方から説明がありましたけれども、この件につきましては、重要な意味等の、こういった関係の経費がどのぐらいかかるかといったような予算計上をするための参考見積りということで、今のお話を聞きますと、電話か何かで口頭でお願いしたというふうに聞こえたわけでありますけれども、参考見積りといえども、普通は文書で正式にお願いし、回答をしていただくのが普通でないかなというふうに思いますので、当時のいきさつ上、時間がなかったのかどうかともわかりませんが、そういうことで照会した、そして返事をもらったということにつきましては、やむを得なかったのかなというふうに思いますけれども、あくまでも、一般的に何でもかんでもそういうようなやり方でいいのかということにはならないというふうに思います。

○斉藤（裕）委員

平成12年の12月の時点では、年度は大幅に遅れるということがもう既にわかっているのです。これは内部資料にも全部入っています。書いてあります。だから、1年ずれ込んだらどうするのだという形でコンサルを選定したのですから、このときには、もう時間はたっぷりあるというのは皆さんはわかっているのです。わかっているのに、なぜ取ってつけたように、どこにも資料が載っていない12年12月3日の参考見積りが今忽然と今日出てくるのですか。取ってつけたようなものじゃないですか。

それと、皆さんは大きな間違いをしています。皆さんは、推進協議会という立場で物事を進められているのでし

よう。そうですね。コンサルが決定をした、決定というか、日環センターが適当である。決まったのは、確かに11月の29日です。しかし、次のステップです。コンサルが、日環センターが仕事始まったら、だれが業務の指導をするのだ、これは全都清だ、全都清から見積り取れや、こういう話になっているのは、実は5町村には、まだ知らされていないときなのです。小樽市以外の5町村の、小樽市はわかります、皆さんがここでやっているのだから。小樽市以外の5町村の首長さん方は、コンサルが決定しましたと初めて説明を受けたのは12月11日なのです。

皆さんのやった、全都清に対して見積り出してくれ、見積り出してくれと言ったら随契するということですから、その可能性が高いのですから。なぜ5町村の首長さん方に説明をする前に、慌てて見積りを取らなければならなかったのですか。時間はたっぷりあったというのを今さら覆すようなことは言わないでしょうけれども、説明してください。

○（環境）金田副参事

当時の記憶であれなのですけれども、当初は、推進協議会としては12年の4回定例会に予算化という、コンサルタントに委託契約、それから全都清も含めて、例えば、決まればという形でやっていましたけれども、10月の末当たりから、もう既にこの辺は間に合わない、4定では予算化が間に合わない。そういうこともありまして、その当時から、この次はどういうふうな形にするとすれば、この事業計画策定のコンサルタントに委託契約ができるか、こういうことでございますから、13年の第1回定例会に、その予算措置をお願いして、13年4月から、できるものからやっていきたい、これが、その当時の経過の中で確認になりました。

そうしますと、13年の1定に14年度予算を上げるとすれば、12月ごろになるとすれば、どの程度の金額がかかるかという程度の参考見積りが必要でなかったのかな、こういうふうに、今、斉藤（裕）議員との議論の中で、自分なりに考えているところでございます。

○斉藤（裕）委員

この示された資料、これが見積書だと言い張っているわけですがけれども、この見積書は、だれが見たって、どこかのページを抜いてきたというのが、だれが見ても見えるわけです。そうすると、皆さんの手元には、このページを含めた1冊の冊子みたいなのがあるのですね。正式な見積書があるのですね。

○（環境）金田副参事

正式なそういうものはございません。

○斉藤（裕）委員

もう1回聞きますよ。もう1回聞きますよ。いいですか。

私は、これは不完全なものだと思っている。今日出してきた全都清の見積書というのは不完全なものだと思っています。

かがみもついていない古い見積書が有効かどうか、かがみがないということ自体で非常に疑問に思っている。だけれども、この書式というのは明らかに何枚かの見積書のうちの1ページです。これは子どもが見たってわかります。そうすると、皆さんは、ひょっとしたら、このものとほかのものがごっちゃになっているかもしれないけれども、少なくとも1冊の冊子になった正式なかがみのついた見積書というのは持っているのじゃないかと言っているのです。

○（環境）金田副参事

さきほどもご答弁を申し上げましたとおり、参考にするということでファクスでいただいておりますので、そういったものはございません。

それともう一つは、斉藤（裕）議員が資料要求をされた段階で、こういう依頼をした後の記載している1,050万に対応する見積書の内訳、こういうお話であったものですから、これを提出しているということでございます。

○斉藤（裕）委員

そんなことを言ったら、明日厚生常任委員会があるのですよ。いいのですか、そんなこと言ったら。

今、この資料の真偽について私は議論していますが、1,050万の分だけだから、これで抜いてきてよかったのだという話になるのだったら、明日たっぷりやらせてもらいますよ。

だから、資料がないということ自体おかしいでしょう。見積りの原本がないということ自体おかしいでしょう。

もう一度、助役に聞きます。

緊急の場合、見積書だとか内訳書だとか概算書だとかをファクスでやりとりすることもあるかもしれない。災害が起きた、どのぐらいかかるのだとかと、いろいろあるかもしれないです。だけれども、ファクスだけで見積書をもって、それで終わり、こんなのはまともな業務ですか。

○助役

さきほどからも原部の方からご答弁しておりますように、あくまでも予算計上するための参考見積りだという考え方でお願いしまして、こういった資料に基づいて、概算でこのぐらいかかるのだなということを参考にして予算計上をさせてもらった。

その前に、この見積書が有効かどうかということの議論はあろうかと思えますけれども、それ以降の手續としては、それぞれの母体の方に、5町村の方にも、これをお示しし、そして新年度の予算にも計上していただいて、これから正式に発足します広域連合の方で正式な予算づけをご議論して確定をしていただいて、その後に正式な見積りをまた出していただいて契約までこぎつける。こればかりでなくて、ほかの業務についても、そういうような手法で進めていくわけでございますので、その前段階の、あくまでも概算のための予算計上するための参考資料だというふうに原部の方ではお願いして、ファクスで返事をいただいたということでございますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○斉藤（裕）委員

それは到底納得できません。そんなのおかしいじゃないですか。公開の議会ですからね。

皆さんは勘違いしているのかわからないけれども、理事者と議会でやっているだけの話ではないです。外に出ていく話です。そんなファクス1枚で見積書がわかるのだったら、何で新しいやつを取らなかったのですか。何で1年前のものを出してこなければならなかったのですか。そんなことを、さもさも正当なことをやっているようなことを言われたってかなわないですよ。ファクスの原本はあるのですか。

○（環境）金田副参事

ございます。

○斉藤（裕）委員

その日付やなんかも見せてもらうのと、そうしたら、ほかのやつも一緒に来ているのではないですか。

皆さんは、今までの答弁だったら、さもさも全都清の今回コンサル決定後の業務、つまり、今回言うところの1,050万に対する参考見積りだと言っているけれども、ほかにたくさん来ているのじゃないですか。

だって、こんなのはだれが見たって、恐らく、これだけかかりますと、冊子の1ページなんだから。

ほかに一緒に来たものがあるのじゃないですか。あるとしたら何が来たのですか。

○（環境）金田副参事

ほかのものというのは、どういう中身のことをお考えなのでしょう。ちょっとそれがよくわからないのです。済みません。

○斉藤（裕）委員

それでは、もっと言いましょう。

12年12月3日、このファクス、これがファクスで送られてきたと言っています。このファクスが送られたときに、ほかのファクスは来なかったのですか。

○環境部長

さきほどからファクスとほかのものが来ているというのは、ほかの業者から来ているという、そういう意味でしょうか。

これは、さきほどから何回もご説明していますとおり、要するに、コンサルに業務を委託するために、どうやってチェックをするか、そのために業務の経費がどの程度かかるか、こういうことで全都清にお願いをしてファクスでその見積りをいただいた。これしかありませんで、その他のものがあるだろうというふうに言われても、同じもののファクスされたら、そういうふうにしかお答えできません。

○斉藤（裕）委員

それでは、全都清に見積りをお願いするといったら、これが来るのですか。

○環境部長

さきほどから何回も言いますように、これは、あくまでも予算を計上するときに参考として出していただいたものですから、正式に見積書を取って、それで委託契約をするなどということではありませんので、ですから、さきほどから話しているように、あくまでも予算の算出の範囲内での見積りですから、あくまでも参考ということでのこの形で出していただいた、こういうことでございます。

○斉藤（裕）委員

事前に皆さんが私のところに来て話したときに、参考見積りだなどという言葉を使っていないのです。

いいですか。推進協議会として見積り金額、金額は出せないと言っていたから。あなたたちは明確に言っているのです。見積りを徴していると言ったのですからね。私は確認したのですから。ここに書いているのだから。あなたたちも２人、目の前にいたじゃないですか。

ところが、きっと部屋に戻って探してみたら見積書らしきものがなかったのでしょうか。だから、こんなものを持ってきたのです。

見積りを徴しているというのだから、見積りというのは、かがみがついて当たり前なのだから、こんなもの参考見積りでも何でもありません。しかも、これは２年前のですよ。こんなことをやっていて、議会の言葉遊びの中で逃げ切れろと思っているかもしれないけれども、そんなことは世間で通用しません。

あなたたち、それだったらさらに尋ねますけれども、どういう設定条件で頼んだのですか。コンサルタントに７項目にする技術指導をやるから、見積りくださいよ、ファクスでいいからと。それでは、いつからと言ったのですか。事業年度はいつと言ったのですか。コンサルとの契約は、いつから発注することになっていたのですか。見積り有効期限は何日なのですか。全都清の見積り有効期限は何日なのですか。

そうしたら、概算内訳をくれと言ったら、全都清からこれが来るのですか。参考見積りが欲しいのだと言ったら、全都清というところは、こういう仕分表が来るのですか。

委員長、今答弁できるかどうかわかりませんが、私は、とてもそんなことは全都清はしないと思っている。そして、うそを言っているようにも聞こえる。

だから、私は全都清に問い合わせる時間が欲しい。あなたのところに参考見積りをくださいと言ったら、こういう形で来るのですかと。一般的な常識としては、こういう形で見積りなんて来ません。建築都市部の皆さんだって土木部の皆さんだって、発注現場の皆さんがたくさんいるのじゃないですか。業者だとか委託先に参考見積りをよこせと言ったら、どこでも、こういうような形で内訳表とか人工表なんて来るところありますか。

私は、問い合わせたいと思います。答弁ができるならしてください。

○環境部長

答弁が繰り返しになりますけれども、あくまでも、これは予算を算出するための概算をお願いしたわけですから、さきほど委員が、見積書とか、さも、その見積書を徴取したことによって、それですべて決定するようなお話をし

ていますけれども、あくまでも、これは予算を算定するために参考にしたいということで徴したわけですから、それで全都清にお願いした結果、そういうことでファクスが来ているわけです。我々の答弁が信用ならない、うそだと言われることについては、ちょっと私の方では、それ以上のことはご答弁できませんので何とも言えませんが、再三ご説明しているように、あくまでも、それは参考のために徴したことです。当然、本契約等々になれば、それは正式に見積りを徴するという形になるのだろう、そういうふうだと思います。

○ 齊藤(裕) 委員

委員長、とても納得いくような話ではないですから、これは常識の問題ですから、私が問い合わせる時間を担保していただきたいと思います。

○ 委員長

質問者の方から、質問と答弁がかみ合っておりませんので、それを問い合わせたいということですので、それは理事者にお願いしてやってもらうということですね。それとも。(「いやいや、本人がやる」と呼ぶ者あり)

本人がやるということになります。(発言する者あり)

それでは、この際、理事会を開きますので、休憩に入りたいと思います。

休憩 午後 2 時13分

再開 午後 3 時30分

○ 委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

○ 齊藤(裕) 委員

休憩をいただきまして、理事会を招集していただきました。

各会派理事の皆さんの中にも、今の質疑を聞いていて、この書式をもって参考見積りとするのは余りにも乱暴だろうという意見ばかりでありました。

そういった中で、さらにお時間をちょうだいいたしまして、全都清の担当の方と直接お話をしました。

私たちは、会派視察の折に全都清を訪ねて調査をさせていただいておりますので面識もありますし、その点は非常にスムーズにお答えをちょうだいしました。

お答えいただいた内容というのは何点かあります。

まず一つ、環境部が全都清に対する 1,050万の委託料の積算根拠としているこのペーパーは、上司の決裁を得たものではない。全都清としてきちんとした内部手続を踏んで、上司の方の決裁を受けて小樽市に出したものでないということがわかりました。

もう一つ、あくまでも、これは13年度に向けたものである。当然です。全都清の言っていることの方がずっと落ちます。13年度と書いているわけですから。13年度に向けたものです。

14年度については、問い合わせ、相談は一切ありません。

さらに、私はお尋ねしました。

全都清さんとして、例えば予算を要求する際、各自治体で予算措置をする際に参考見積りが必要だと、こう正式に申し込んだ場合、これが出てくるのでしょうかと尋ねました。

そうしましたら、委託者と受託者という形がありますから、言葉は非常に慎重に選んでおられましたけれども、私たちには書式がありますと。正式な参考見積りと言われれば書式があります。こういう回答でありました。これは当たり前のことだと思うのです。

ただ、わかっていただきたいのは、あのころは全都清側としては、いろいろな作業を進める際に、どのぐらいの規模の事務量なのかというのは各自治体さんは不明なものですから、おわかりにならない部分があるものですから、参考として、どのぐらいの人工か、また期間が必要だとか、そういうもののために、こういうものを出す例もあり

ますと。

しかし、これはあくまでも予算とか契約に結びつく資料ではございません、こうははっきり言われておりました。

想像どおりといえば想像どおり、当然といえば当然、常識といえば常識の回答ではありますけれども、なぜ、市環境部として平成12年度のこの単なる参考見積り、参考見積りじゃないのです。参考見積りというのは書式があると言っているわけですから、参考資料だけに頼って、ここ１年、予算化に対する何の相談もしないで、悪く言えば12年度のこのペーパー１枚を頼りに予算化したのか、この点についてお尋ねいたします。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○大竹委員

今の斉藤（裕）委員のお話でございましたけれども、さきほどの理事会においての感想も述べられておりましたが、その中で、大多数が乱暴な方法であるという見方をされたということについては、理事会では、そのような形にはなっていなかったと思いますので、その辺をきちっと精査していただきたいと思います。

それぞれの見方はあると思いますけれども、私自身、余りにも乱暴な方法という意識は一切持っていませんでしたし、そういう発言もさせてもらいましたので、精査していただきたいと思います。

（「また休憩するの。精査というのは休憩するということ。大竹さん、また休憩するということ。」と呼ぶ者あり）

○大竹委員

今の中でもって、理事会でどう判断されたのか、委員長の判断の中でその辺をきちっとして精査していただきたい。

○斉藤（裕）委員

皆さんの、これはあんまりだなということを、秋山さんはどういう表現を使われて言われた、佐々木（勝）さんはどういう表現で言われたというのは、あえて述べないように、乱暴だという言葉を使った、これが気に入くないのだったら訂正します。

それじゃ、正当ではなかったという意見は大半だと思いますから、これの訂正でよろしいですか。

○大竹委員

委員長、議事進行についてですが、あくまでも正式な見積書という形をとるとするならば、そういうことであろうという、その中に含まれることは、今発言の中にもありましたように、参考資料という形で取ったとするということも含まれていると思いますので、確かに、これが見積書だという形態だとするならば、そういうようなことは言えると思いますけれども、理事会でもお話ししましたが、それがそうでないということであれば違うということになりますので、その辺、理事会で話されたことをきちっと皆さんにもご説明願えればと思います。

○委員長

理事会の中では、賛否両論というか、いろいろな意見（発言する者あり）いやいや、電話でした方がいいとか、その必要はないのではないかとか、いろいろとお話は出ました。

その中で、斉藤（裕）委員が、どうしてもこの部分をはっきりしたいということで、そうであれば、ご本人がそう言うので、じゃ、電話をかけて確認するのも一つの方法ではないかということで、そうしましょうということ皆さんが賛成しました。

そういうようなことで、いろいろなお話が出まして、こういう結果になったのですけれども、斉藤（裕）委員が聞いた電話でのお答えでは、斉藤（裕）委員も納得されて、こういうことだったのだと、その対応を私たちにも聞かせていただいていたわけですから、今、斉藤（裕）委員が、こちらに質問を、どういうふうなことを聞きたいか。

（「そうでなくて、余りにも乱暴だと言うから」と呼ぶ者あり）

乱暴という言葉は今訂正しましたよね。ですから、大竹委員、この辺のところを。

○大竹委員

そうですね。余りにも乱暴という言葉だけで終始したくないことだけを言ってもらえば、それで結構です。

○委員長

斉藤（裕）委員は、乱暴という言い方がちょっときつければ、それは訂正すると。（発言する者あり）

いろいろお話し合いをしたわけですから、そんなに目くじら立ててどうのということではありませんでしたので。

（発言する者あり）

今、大竹委員は乱暴という言葉を取り上げたわけですから、そうであれば、その言葉はなしにするというようなことを今おっしゃったわけですから、それでいいですね。

それで、今いろいろと報告をしましたよね。（「今質問したのです。ただ、答弁の間に議事進行があったものだから、答弁を待っているのです」と呼ぶ者あり）

それでは、そちらの方で答えてください。

○（環境）金田副参事

本日の予算特別委員会で、斉藤裕敬議員からご指摘のございました全都清の見積書の件についてであります、斉藤裕敬議員に広域連合予算の内容についてご説明をした際に、全都清委託 1,050万円の根拠についてお尋ねがありました。

このお尋ねに対しまして、私が全都清から見積書を徴したとの発言をいたしました。このことが正式な見積書を徴したと斉藤裕敬議員に誤解を与えましたことにつきまして、おわびを申し上げます。

正しくはファクスにより参考見積りをいただいたでありまして、私の発言により斉藤裕敬議員に誤解を与え、議会に大変ご迷惑をかけたことにつきましておわび申し上げます。

今のご質問の件でございますけれども、平成12年の12月4日に参考見積りをいただきまして、平成13年度に同予算に役立てようと、こういう形で参考見積りをいただいたわけですが、その後、地元町内会との協議が延び延びになり、これの予算を、見積りを執行することなく経過してきたわけですが、それで、内容的に業務内容にそんなに変更がないということで、今回、私の判断の中で14年度予算の基礎にしました。

このことにつきましては、斉藤（裕）議員ご指摘のとおり、14年度予算であれば、改めて見積書なり参考見積りを徴して14年度予算に利用すべきだった、こういうふうに考えてございます。

○斉藤（裕）委員

休憩をとったら、全然答弁のトーンが変わってしまって、それはそれでわかりました。

全都清の担当の方とお話ししたら、この手の事業というのは、各自治体の予算づけ、財政的な事情も全都清としては考慮したいのだと。例えば 1,000万という金額に見積りがなっても、自治体に財源的に余裕がなければ、これは正確に言っていましたけれども、要するに私たちの取り分を縮めてでも事業は進めたいと思っています。また、その過程の中で、いろいろな項目がありますけれども、自治体でみずからできる、自前でできる部分があるとおっしゃいました。そういうところを外すことによって予算の圧縮はできる、こういう考え方も示されて、よく相談される項目だそうです。

このことについて、まず、こういういきさつといいですか、他都市の流れを知っているかどうか、また、その考えはあるのかどうか。

○環境部長

業務の内容でございますけれども、あくまでも、これは当初予算に係る参考ということですから、実際に業務をするためには、何がいいのかということは、どういうものをするのかということについて、相手側と精査しながら業務を遂行していくという考えでは、現在でもあります。

○斉藤（裕）委員

こういうことが、これから機種選定や何かにかかわってどんどん起きてきます。このコンサルの全都清の委託業務であっても、全都清の指導という名のもとに、指示されたさじかげんで大きく機種が変わったり、ごみ処理量が変わってたり、そういうことは容易に起きることが予測され、また、心配なわけです。

ですから、私は、何回も口が酸っぱくなるように主張してきていますけれども、透明性、全くオープンにしながらやっていかなかったら、だれかが見えないところで言ったみたいな話になったら、おかしくなるわけです。

今回も税込みで 1,050万というのはどういうものなのだろうと。そうしたら皆さんは、手のうちに置いてやってしまったわけです。議会の報告であるとか、または安全といったらおかしいですが、透明性の確保というのでしょうか、他の識者に相談するとか、そういうことを怠っているわけです。こういう対応というのは、今後改めていただきたい。慎重にやっていただきたいと思います。

市長にお尋ねしますが、今回の議会で、私は２回電話をしたのです。これは２度とも環境部に関するものでした。１回は国土交通省、地域循環型何とかかんとかという長い旧開発庁の調査項目に対する見解が環境部の見解、私たちに示された見解と違っていた。これは違っていたのです。助役の認識でも採択にされなかったという、勘違いしましたという認識があったぐらいです。しかし、実は、旧開発庁の事業のモデル地区なんて、まだ決まっていなかったわけです。

今回も全都清からのうんぬんという、この見積書の問題も、時間をとらせていただいて確認したら、今述べたとおりです。どうも、こういうことが頻繁に起きると、単なる行き違いだとか、解釈の相違だとか、そういう域をもう既に逸脱しているのではないかなと思うのです。

我々議会としては、理事者の答弁というのは真実に基づくものという前提で議論しているわけですから、それが根底から崩されると非常に面倒、よろしくないと思うのです。

この辺は、ぜひ今後徹底して、事実誤認とか、今も何か誤解を与えたなどという話もありましたけれども、こういうことは未然に防ぐような指示を出していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○市長

環境部の問題は、斉藤（裕）議員から再三再四ご指摘を受けていますので、私自身も相当厳しくチェックしているつもりです。大変申し訳ないのですが、国土交通省の地域環境うんぬんという事業ですが、これについては、私自身は全然相談を受けたこともありませんが、これは国土交通省の方が一つのケーススタディーで進めている問題ですから、その辺は、見解がどうかどうか分かりませんが、直接、市の方でタッチしている問題ではないので、この辺はご理解願いたいと思いますけれども、今の全都清の問題、私も以前にお話しましたが、幹部の皆さんに１度会っていろいろと申し上げた経緯もありますので、引き続き、この問題については十分チェックして、そしてまた、きちっと透明性を確保しながら、事業を進めていきたいと思っています。

○斉藤（裕）委員

市長は、大きな事業とはいっても、現場のことまで物理的につぶさに承知できるような環境にないということは私も承知しています。しかし、やはり指示を出していただきたい、こう思って質問をいたしました。

それで、今日は環境部の問題はここでやめますけれども、次の厚生委員会等々の場で続きをやりたいと思います。私一人で申し訳なかったですから、ちょっとまとめて質問をさせていただきたいと思います

財政再建について

財政再建についての質問であります。

一つは、サッカー・ラグビー場やなんかの管理費が上がっていくという認識を示されているわけです。それは私たちもずっと指摘してきたことなのです。具体的に、また端的にお尋ねしますが、経費を下げるためには社会教育施設、サッカー・ラグビー場、いろいろありますけれども、そういうところは競技団体委託、または民間委託、そういうことを具体的に進めることによって、もっと効率的な運営になると思います。

皆さんは、その効果というのを認めつつもなかなか前に進まないのが現状です。これに対してどうお考えですか。

○ **社会教育部長**

社会教育施設の委託の件でございますけれども、社会教育施設の中でも、いわゆる社会体育施設につきましては、体育館であるとか、あるいは室内市営プール、そういったものがございます。現在、体育協会が今年の２月、ＮＰＯの法人格の資格を取りましたので、ご承知のように、今年から月曜開館については既に業務委託をしております。

来年度からは、その結果、全面委託に向かいまして、今体協の方とお話している最中でございますので、できるだけそういった全面委託の方向で進めていきたい、こういうふうを考えております。

それから、社会教育施設の中でも文化施設がたくさんございますけれども、図書館であるとか文学館、博物館、それぞれ学芸員がおりまして、いろいろな事業展開をしております。それぞれ館の設置目的等もございますので、それと、要するに受皿ですが、公共的団体で受皿となる組織もございませんで難しさがあります。

どちらかという、今、図書館にしてもボランティアの活動を活発に取り入れているのかな、そういった傾向にございますけれども、文化施設につきましては、ちょっと検討の時間を貸していただきたいなと、このように思っております。

○ **委員長**

斉藤（裕）委員に申し上げます。かなりの時間を経過しておりますので、ご協力ください。

○ **斉藤（裕）委員**

体育館はＮＰＯで、ここにおられる前田議員が大変ご尽力されたというのも私は関係者の方からも伺っておりますけれども、私は、例えばほかのグラウンドであるとか、そういうものだって具体的にＮＰＯでもいいし、競技団体と言ったのは、すみ分けをしているからという意味ですけれども、これも、もうそろそろ仕組みを変えればいいだけの話なのですから、取り組んでいただきたい。

社会教育施設については難しいのはわかります。やはり専門性というのがありますから、学芸員の皆さんであるとか、そういう方との線引きといいますか、連携が、必ずしも愛好者の方たちのレベルといたらいいのでしょうか、考えていることとそぐわないときはありますから、それは難しいのはわかります。

だけれども、サッカー・ラグビー場であるとか、ジャンプ台であるとか、そんなのはやろうと思えばできることで、この辺については明確にお答えいただきたい。

○ **社会教育部長**

私は、よくわかりますので、私ども、そういった民間委託の方向で進めてまいりたい、努力してまいりたい、そういうふう考えております。

○ **斉藤（裕）委員**

石油製品の納入価格について

最後の質問にします。

石油製品の価格の上昇によって、小樽市の財政がまた圧迫される危険性がある、こういうことの予想をされております。

これは、財政再建に向けたペーパーの一部分でありますけれども、この中で、私は、石油製品の納入価格について質問したいわけなのですけれども、価格は契約管財課の方で、例えば灯油であるとか重油であるとかガソリンであるとか、燃料費にかかわる部分は上限を決めている。

しかし、この上限というのが必ずしも一定ではないということなのです。それはなぜかということ、上限、頭金額は決めるものの、例えば学校、例えば市民プールであるとか博物館であるとか、そういうところで使用する量も違うし、病院などもそうです。そういうところではばらばらである。しかも随契になっています。これは少額随契になっているわけなのですけれども、これからも随契を進めるのであれば競争力の働くような形、単に出入りの方たち

がおられるから新規参入をご遠慮願うという姿勢ではなくて、営業に見えるのであれば、相見積りのチャンスをきちんと担保してあげるとか、そういうことをしなければ単価は下がらないじゃないかと思うのですけれども、それぞれの部署にまたがることですが、いかがですか。財政に答えてもらいましょうか。

○ 財政部長

石油価格の関係についてお尋ねがありましたですが、今、委員おっしゃるとおり、確かに、契約管財課で、単価関係の、いわゆる標準価格といいますか、上限価格を定めるわけですが、それを定める段階につきましては、市としましては、業界の集まりであります石油商業組合の方たちからのいろいろなお話を聴取したり、今の単価はどういうふうになっているのかという話をお聞きしたり、また、市の消費者協会だとか、あるいは他市の状況なんかも勘案しながら、一応、上限価格という形で各部にはお知らせしておりますけれども、単価契約をしているわけではありません。それぞれの施設で、やはり近いところ、あるいは、その価格よりも安く手にできるのであれば、そういう価格で各部が購入しているわけです。

市としましても、確かに大きい施設では、今、委員が言われたとおり、一時期に大量の購入もありますし、いろいろな施設で形態があります。また、個々に小さいところが何回も分けて入れるとか、そういう形態もあるものですから、一応、今の段階では、各施設あるいは各部に、そういう形態について任されているといいますか、そういう状況になっているわけであります。

そういうわけで、今、単価関係についての競争ということで、我々も財政サイドとしてはできるだけ安い価格で入れてもらうのを目途としておりますし、そういう中で、各関係の部署で、必ずしも一施設が同じところばかりから入れているというわけでもないですし、いろいろと単価の関係では調整も図りながらやっているところのことも聞いておりますので、契約担当課としては、一応、上限の額を定めて、それに従うようなことでのやり方としているのが現状であります。

○ 斉藤（裕）委員

ですから、現状はわかっています。現状はわかっていますけれども、競争性を高めるためには、なじみの方も小回りがきくとか何とかで大切かもしれないけれども、例えば、他の人たちが参画させてください、見積りをさせていただきますと言ったときに、積極的に門戸を開くような形にしなければ価格競争は起きないでしょう。

皆さん、上限を定めているとおっしゃっているけれども、今回、私も今まで気づいてこなかったから偉そうなことは言えないのですけれども、プロパンガスなどというのは上限価格がないでしょう。そして、たまたま調理場の皆さんから資料をいただいたら、皆さんの発注している金額というのは家庭用金額の割り返しなのです。つまり、業務用の単価とは全くかけ離れているのです。

時間を短縮するために、あれしますけれども、各調理場とも軒並み立米単価四百何十円です。これら四百何十円という単価というのは何かといいますと、使用量の少ない一般の家庭の単価に近いわけです。そして市場調査等々をしますと、聞取りをしますと、業務用というのは、これよりもはるかに25%、30%安い金額で契約されているというのが実態です。

しかし、これが既存の既得権だとか何だとかとおっしゃってこのままにするのであれば、燃料費の軽減というのは図られないし、重油に関してもそうです。第二病院には大量の重油を使うようなのですけれども、結局、門戸を開いて競争してもらわなかったら、ほとんどの場合がチャーター便を使っているのです。電話でお願いをして、そして卸元から直接来るよというスタイルでチャーター料というのを払って、今の金額になっているわけです。

ですから、こういうものは一つ一つ見直していかなかったら、皆さんの目指している燃料費の軽減というのは図れないだろうと思います。これは全課にかかわることですので、助役にご答弁を願いたいと思います。門戸を広げるべきであるということです。

○ 助役

今、お話を聞いておりまして、私自身も今の石油製品といいますが、要するに灯油等の価格の決定、あるいは納入方法等について詳しくは承知しておりませんので、今の話を聞いた限りで、この業界といいますが、登録業者も相当数いると思いますので、一般の物品購入と同じように、その都度、競争入札ではどうかという、それになじむかということもちょっと問題があるなという気もしますし、しかしまた、今、斉藤（裕）委員がおっしゃるような競争性を高めるということについても、ある程度考えざるを得ないということもありますので、これから今の価格の決定方法でいいのかどうかといったことを含めまして、研究させていただきたいなというふうに思います。

○斉藤（裕）委員

ちょっと誤解がないように、特に燃料費は、各施設、施設に分けていくと非常に少額の発注もあるわけです。それを手間暇かけて入札に変えていけと言っているのではなくて、同じ随契でも、どちらかというと判で押したようにＡ社・Ｂ社に決まっているわけではなくて、我れこそはと思う方は新規参入できるような形にしなければ、絶対に単価というのは下がっていかないだろう。

だから、あなたたち悪いのですということではなくて、私も気づかなかったのです。一つ一つの施設の予算規模でいくと、数十万であるとか百万ちょっと出るぐらいであるとか、えてして見落としがちなわけです。

ところが、この前、小樽市の教育委員会に調査してもらいましたけれども、それだけとっても九千万ぐらいになりますか、九千万の油賃というか、そういう費用がかかっているわけですから、入札にせよと言っていないよ。仕組みを工夫することによって１割でも下がれば、それは大きな材料である、こう思います。

これは全部にかかわることですから、今、助役をお願いして、議会の議論は、こういう議論もあるのだということ徹底していただきたいと思います。

○助役

さきほど申し上げましたように、この手の価格設定をするというのは非常にいろいろな要素がありますので、難しい部分はありますけれども、さきほども申し上げましたような方法で、どんな手法があるのか、そういったことも含めて研究をさせていただきたい、そう思います。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

○秋山委員

緑の祭典の実施について

昨日、市政施行80周年事業の一環として、１次予防を目指しての健康おたる21、緑の祭典が天候にも恵まれまして実施されまして、企画運営に携わった方、携わった保健所、また関係者の皆さんは大変にご苦労なことであったなと思っております。

それで、この緑の祭典に際し、どの部分、どこに視点を置いて取り組まれたのか、まず、お尋ねをいたします。

○保健所次長

昨日、実施いたしました緑の祭典でございますけれども、今、秋山委員からお話がありましたとおり、本年の市政施行80周年記念関連による事業と、それと健康おたる21と、現在、保健所におきまして健康おたる21という小樽市民の健康づくり計画をつくっておりますので、そういった関連事業ということで、広く小樽市民の健康づくりという視点でもって実施したわけでございます。

午前中の長橋なえば公園、それと、午後に公会堂を会場といたしまして、午前、午後と分けて実施したわけですが、広く小樽市民を対象として参加していただきたいという部分もありました。そういった中では、午前中は長橋なえばの森林浴ウォーキングと。そういった中では、特に高齢者の方々、それから親子連れの方々、それとペットと一緒にウォーキングということで歩くと。特に、こういった方々にもぜひ参加していただきたいというこ

とで、こういった方々が参加した場合に、どういう運動をしていただけるか、そういう部分を十分に考えながら実施したということでございます。そして、午前中の森林浴ウォーキングから、生活の中にこういった歩くこと、ウォーキングをすること、運動をすること、こういったことを生活の中に取り入れていただきたい。そして、実際に歩いていただいて健康感を取戻すというか、そういったことをねらいとしてやっております。

また、午後の公会堂におきます中高年者の生涯スポーツ講座ということですが、私たち若い者もこれから中高年を迎えていくと、実際にそういう事態を迎えるわけです。こういった中高年になったときに、こういった体の不調が表れてくるかと。そういった中で気をつけなければならないことはどこか、その中で、やはり同じように生涯スポーツをする、そういったことを生活の中に取り入れていかなければならないと。そういった部分で医学的にこういったことに注意しなければならないとか、そういった内容を網羅して午後の部を実施しました。午前、午後を通じて、小樽市民と広く健康づくりという視点で実施したということでございます。

○秋山委員

病気になってから治療するのではなくて、病気にならないような健康づくり、１次予防に力を入れて、小樽市の市民の健康を目指してという部分で第１回の取組ということで盛大であったかなと思います。

ただ、一生懸命にやった後に申し訳ないのだけれども、感じた点で、後援されている団体15団体ぐらいが書かれておりましたけれども、その関係者の方が多かったのかなというふうに感じたのです。割合、市民の皆さん、関係されない方には余り浸透度がなかったのではないかなというふうに感じたのですが、この件はどうでしょうか。

○保健所長

非常に重要なご質問だと思います。

かなり以前から、いろいろな方面に十分周知してやっていたのだけれども、確かに、昨日の午前、午後に集まった層を見ますと、小樽市民の中の中高年層で非常に健康に関心があって、そういうものに触れたりする層が多かったわけでありまして。関係団体だからというわけではなく、そのほか健康コーナーもあるのだけれども、やはり集まるとなったら、100人 200人の層が、大体、小樽での数があるわけです。そういった自分の健康を求めて何か知識を得たい、何かしたいという層、現在のところ、残念ながら自発的に集まっている層はそのぐらいかなと。今後、もうちょっと輪が広がるような取組が必要かなと考えております。

○秋山委員

先日代表質問に対して答弁をいただいた中に、保健委員や健康推進員の人たちが各町内会に配置されているのだというお答えをいただいております。

そして、さらに昨年度は、市内３地区に発足した健康会議の委員の皆様の意見を聞きながら、健康おたる21に向けて活動を行っているところでございますとあるのですが、この具体的な保健委員と健康推進員、町内会の割合、それと健康会議の委員の構成を教えてください。

○（保健所）総務課長

ただいまのご質問の保健委員、健康推進員の実情でございますが、保健委員の方々は、市内 153の町会のうち、111町会から 1,800名の方々の推薦をいただいております。

健康推進員の皆さんは、この保健委員 1,800名の中から、さらに推薦をいただきまして、99町会 226名で健康推進員の方々にご活躍をいただいております。

○秋山委員

そうしたら、このメンバーは、こういう市で行う行事を推進していくというのではなくて地域に参画していくというメンバーなのですか。

○（保健所）総務課長

保健委員の皆さん、それから保健委員の皆さんで推薦をいただいている健康推進員の皆さんは、もともとは保健

委員という立場での活躍が中心でございますけれども、私ども保健所と一緒に、公衆衛生、公衆予防、それから健康増進、又は健康予防のいろいろな事業、健診ですが、こういった事業に町会単位で事業を実際に行なったときのご支援、ご協力をいただいている方々でございます。

○秋山委員

地域、町内によってばらつきがあるのかなと。153町会に対して111、まだ加入されていない町会に対しては、どういう働きをされていくのか。

また、健康推進員の方の町内会への働きかけという部分で、ちょっと浸透度が足りないと感じるのですが、今後の方向性という部分をお示し願いたいと思います。

○保健所次長

保健委員につきましては、これは長い歴史がありまして、現在、総連合町会に加入しているのが153町会というふうに聞いています。そういった中で、各町会の方には、保健委員さんにつきましては、これは、極力、町会から保健委員さんを推薦、任命していただくということでお願いをしてきて、現在の153町会ということなのです。ですから、その辺は、あるところ、ないところがあるということで、町会によって差ができるわけですが、やはり153町会にすべて保健委員さんを置いていただく。そして、各町会に公衆衛生、町会ごとに地域の保健の推進という大きな目的がありますので、そういったところは今後もお願いしていきたい。ですから、そういった形で市内全域の保健推進員さんが早く全町会に配置されるということで、今後もお願いしていきたいと。

それから、昨年、その中で保健委員の方の中から、また健康推進員、特に健康づくりと。今、お話のありましたように、これから1次予防、健康づくりというものを中心に地域の皆さんで担っていただく方々、これにつきましては順次配置していく計画ですけれども、やはり、かなりメンツがそろってしまう部分もあったものですから、ここで一斉に保健委員が配置されているところにつきましては、健康推進員を配置いたしましたので、そういった部分は、今後も、そういった方々の力を借りながら健康づくり、1次予防ということで、保健所と一緒にこれから地域でそういったものを推進していきたい、こういうふうに考えております。

○秋山委員

高齢化率の高い小樽ですし、1次予防にかける推進自体で、医療費に係る負担分も減少になるのかなと思いますし、割合興味のある人も多い部分ですので、この件、大変でしょうけれども、市民の健康を目指して頑張っていたきたいと思います。

学校管理運営の改善について

次に、教育委員会の方にお尋ねをいたします。

このたびの問題に関して、学校管理運営全体の改善に対して、改めて指導を徹底していきたいという内容の答弁をいただいております。

管理運営の指導徹底という部分なのですが、過日、私どもの方で教職員の方との懇談会をやった折に感じた点なのですが、議会なんかで教育長の答弁をお聞きしておりまして、児童・生徒に対する思いとか、教育に対する熱意あふれるお話の部分が、どこの壁でひっかかるのか、現場の教職員の耳に入っていない、思いが伝わっていないという部分がとても気になりまして、その部分、今回の全面的な改善の指導という徹底部分をどんな形で行われるのかという部分をお願いしたいのです。

○教育長

先日、代表質問でお答えいたしましたのは、文部省の指導の部分でございまして、その部分を再読しますと、「加配定数の問題のみならず、主任制度の適正な運用等、小樽市の学校管理運営全般について改善を図る」ということを言われております。

その前提に道教委の小樽市教委の指導というのがあるのですが、その中で、北海道の教育に関する実態調査と

定数加配の問題を踏まえて、教育課程の厳選実施、教職員団体との関係、教職員の勤務時間の管理、長期勤務者の異動の促進など、学校管理運営全般と書いてありますので、学校管理運営全般は、ただいま申し上げた内容になるかと思います。

それで、私がこちらへ参りまして10年になるのですけれども、たしか、ご指摘のとおり、一般の先生方に語りかける機会は全くございません。私の方は学校へ行って、朝会やなんかで、あるいは先生方の場でお話をする機会もあるのですけれども、時間が限られていて、しかも、全体にお話したいということをいろいろ計画をするのですが、それが教育長が来て話をされるのであれば、我々の方は、またもっと違った形で先生方にお話ししなければいけないというふうな強い抵抗があったりして、それができませんでした。

しかし、教育課程全般の問題で、例えば、編成の問題、実施の問題が緊急ですし、完全学校5日制では、いわゆる授業時間以外の土曜や日曜の過ごし方、そういうことで申し上げたいことはたくさんございますので、私は、今までそういうようなことがありましたが、さらに一歩でも半歩でも踏み出す姿勢で今後努力してまいりたい、そういうふうに思っております。

○秋山委員

教育長は、そういう思いで努力をされるという思いはたくさんあるかとは思いますが、現実に管理運営、学校の責任者は学校長、その中で管理の在り方という面で、また、素人なものですから不思議だなと感ずる点が多々ありまして、例えば、今ちらっと言っておりましたけれども、新たな総合学習に対しての取組の問題に関しても、経験の豊富な教職員の方は、総合教育は、こういう形でやりたいと言うと、子どもたちの目の輝きが違うととらえる先生と、大変だ、どうやって取り組んでやったらいいのだろうと悩む先生がいらっしゃる。何で窓口、そういう悩む先生に対しての相談の窓口というのは、どういう形を取られているのだろうという部分が不思議でした。

管理は全部学校長に任されているという部分で、このところがどうなのかなという点が疑問なのですけれども、どうなのでしょう。

○教育長

学校の管理運営の最終責任者は当然校長ですが、校長を補佐する立場にあるのが教頭や教職員で、教職員が一生懸命にやらなければ、校長さんがいかに理想を持っていたり指導力を発揮しようと思っても達成されないだろうと思うのです。

そのところにネックもあるだろうとは思いますが、それ以外に総合学習の時間というのは、今年度初めて4月から実施されて、昨年、1昨年と2年間の試行期間があったのですが、まだまだなじみがないと言いますか、免許教科とは違うわけで、総合学習は免許状がないわけです。

それで試行錯誤をしながらということなのですが、昨日もお答えいたしました、地域のいろいろな方々の助けを借りて総合学習をやっていく。総合学習では、教師が不得意であっても、子どもたちの中に入って自分も仲間として学んでいくという姿勢が必要だと思いますし、これは、2年、3年たちますと、そういう経験的なことが若い先生あるいは年配の先生にも刺激になって力がおのずから沸いてくる場合、一番簡単なところ言えば、例えば本の読み聞かせやなんかはいいですし、それから、公園に散歩に連れて行って、そのときに草花でも何でも木の実でも採集させて、それについて勉強しようということでもいいので、何も難しく考える必要はないのです。身近なところから学習計画を立てる必要があるのだろうと思います。

そういうことで教育研究所に総合学習の部会を設けましたので、その中で先生方に自主的に研究していただく。そこには、私どもの指導主事も入りますし、一般の先生も入っていただいて、いろいろ勉強していただきたい、そう願っております。

○秋山委員

今、例えば総合学習ということで出したのですが、そういう場に臨むのに雰囲気的に相談しづらい雰囲気がある

のかなという部分で、また、先生、教師という特性というか、特質というか、そういう部分もあるのかなと。ともあれ、子どもを中心という方向に進んでいただければありがたいなという思いであります。

この件に関しては、いかがなのでしょう。

○教育長

教育委員会の職員並びにいろいろな立場でお話をするのですが、そこに行きにくいということも、今までの流れの中では当然あるかと思えます。

それで、子どもは、地域ぐるみ、地域、父母、それから、そういうぐるみで学校を育てていきたいというわけですから、先生方の間にどんどんお父さん・お母さん方も入っていただき、地域の方も入っていただいて総体的に工夫する。そして、そちらの方からお申出があれば、子どもとしては積極的に資料を提供して、そういう半歩退いて、それで支援していくということも必要なのではないかなと思いますし、ただいま提言をいただきましたので、その点についてももう少し勉強してみたい、そう思います。

○秋山委員

入学式における国旗・国歌の取扱いについて

関連するのかどうか、今年、ちょっと小学校の入学式に何年かぶりにお邪魔してみました。国歌・国旗に関して毎回、他方の方からの質問で盛り上がっていましたが、現実的にこの目で見まして、ちょっと違和感というか、私方の子どもは、まだクラスも多かったし、１学年３クラスぐらいで、昔から行われた方式で入学式が行われていました。

今回は、１学年１クラス、本当に少人数ということで対面方式と言うそうですけれども、運動場の真ん中を使って、向かい側、こっち側、真ん中にテーブルを置いてという形で行われておりました。

そのときに、すごく和やかに進んでいきまして、途中で、国旗は斜めに立ててありました。何と言うのですか、あの言い方は掲示してあったというのか、国歌の部分になったらテープで流されたのです。子どもたちは習っていないから何となくきょとんとしている。

今は、ご存じのとおり１人の子ども、５人から６人いてすごい人数、子どもにける思い、おじいちゃん、おばあちゃんから一族そろって入学式に参加するという状況の中で、まだ「君が代」を歌える年代の方も半分ぐらいいいらっしゃった。

そういう光景を見ていて、もう少しきちんとした対応をしてもいいのではないかなというふうに感じました。

さきほどの懇談会の中で、本州の方から、こちらの学校に赴任された先生の話ですと、本州の方は「日の丸」が上がっていて、国歌は歌われるのが当たり前だ、歌う歌わないは個人の自由だという、不思議に感じましたという声もありました。

そういう観点からして、子どもさんに教え、歌う歌わないは本人の問題、そこの変な違和感を感じずるようなやり方というのは、ちょっとなという思いで帰ってまいりましたが、その件に関しては、どのようなお考えなのでしょう。

○教育長

今ご指摘の違和感、それは今過渡的な状況にありますし、教育委員会教育長としては、そこに強い反省の念は持っております。

少人数であろうと、多くの地域の方々、お父さん、お母さん、そして上級生のみんなに心からお祝いされて入学する、入学式をするというのが当たり前です。

教科の学習の中で「君が代」が学習の中に入ってくるのは、去年、今年と若干ずつ増えているということで、まだ子どもたちが正確に大きな声を出して歌うということまで至っておりません。

それで、早くそういうふうにならなければいけないということもありますし、それから、教育公務員としての先生

方は教育課程を正しく教える、国歌・国旗の意義、その他についても教えて実践する義務があるわけですし、そのことについても指導していかなければいけないと思います。まだ、若干過渡的な現象があるかと思いますが、努力の手は緩めないでやらなければいけない、そう考えております。

○秋山委員

そして、見た感じですがけれども、学校管理者はもう少し毅然とした態度で、そう言うては申しわけないですが、式に臨んでもいいのではないかな。

何か若い先生が多くて、そして管理者という方々との年齢差がかなり開いているのかなという、たまたま私の行った学校がそうだったのかどうかわかりませんが、そういう部分で、毅然とした態度で臨むという姿勢が一番大事なかなというふうに感じてまいりました。

この件について今、教育長からもこれから指導を徹底してまいるという答弁をいただきましたので、強き姿勢で臨んでいただければと思います。

○教育長

校長、教頭さんは、自分の学校の運営というか経営について強い気持ちを持っておりますから、そういう面で信念がある、毅然とした態度で貫こうと考えておられる、そう感じておりました。

ただ、いろいろな学校の状況があって、ためられる面もあるかと思いますが、経営者というのは毅然としていなければいけない、本当に基本的な条件ですので、年度に何回かあります校長会議で、あるいは教頭会議で改めてその指導に努めてまいります。

○秋山委員

全般にわたって教育というのは大事なことだと思うのです。この部分を、今後の小樽市を担う人材をはぐくむのだという観点に立たれて、教育現場で子どもが安心して学べる環境を整えていただきたいと思います。

私は終わります、最後は斉藤（陽）委員がします。

○教育長

学校は、校長、教頭、教職員、そして児童・生徒、父母と非常に多くの方々に囲まれておりますので、教職員がご自身の声、ご自身の気持ちというのは十分持っておられると思うのです。

ですから、臆することなく、遠慮することなく教育委員会の方にご自身の意見を寄せていただければ、私の方もお会いしていろいろお話をいたしたい、そういう気持ちであります。

○秋山委員

終わります。

○斉藤（陽）委員

小樽国際ガラスフェスティバルにおける公開制作作品について

時間の関係もありますので、簡潔に伺います。

先日の委員会で質問をさせていただきました小樽国際ガラスフェスティバルの公開制作の作品の問題について、若干の要望と意見を申し上げさせていただきたいと思います。

４点ほどあるのですが、次の議会まで結構ですので、多少時間をかけてでも明確にお答えいただきたいと思います。

まず、１点目なのですが、作者名、それから作品名があれば作品名、それから作者ごとの作品の点数、作品ごとの大きさ、寸法です。それから主な制作技法、制作年月日、制作の場所など、いわゆる制作時点でのデータをまずきちっとしていただきたい。

それと、先日、貸し出されているということですので、貸し出されているものがあれば、貸出先、それから保管

の状態、返却の予定、それから、貸出しされていないものもあるかもしれませんので、その場合には、どこに保管されているか保管先、それから保管状態、また、破損等でガラスのものですので処分されたという場合もあるかと思いますが、そういう場合は、処分の年月日と処分の責任者といいますが、責任部署を明らかにしていただきたい。

あと、紛失したとか行方不明になったとか、そういうものがあれば、そういう事実も調べていただきたい。

また、あわせて物品管理上の取扱い区分といいますが、そういった部分も含めて、現況、今どうなっているのかというのを制作年別、90年、91年、92年とあると思うのですが、その年度別に一覧で示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（社教）社会教育課長

ただいま斉藤（陽）委員のご要望ということでありましたけれども、90年、91年、92年にかかわる国際フェスティバルの作品のデータということでございますが、多少の時間もいただきましたので、私どもの方で詳しくお調べをさせていただきたいというふうに思います。

○斉藤（陽）委員

次、あと２点目と３点目はまとめて申し上げますけれども、先日のご答弁で、その所有者が実行委員会ということで、実行委員会というのはどのような構成になっていたというのか、いるのか、いまだに解散していないということですので、いつ再開されるか、再開の見通しを示していただければありがたいと思います。

また、早急に何らかの会合といいますが、話し合いを持たれて、作品の所有関係等を明確にするべきではないかというふうに考えます。

これが２点目で、３点目が貸出しだという、貸してあげるというのか、ちょっと聞きようによっては偉そうな感じなのですが、全国的に見てもスタジオグラス運動の先駆者的な立場にある市内のガラス工房さんにギャラリーを開いて預かっていただいた。ある意味、非常に助かったというのが実情ではないかと思うのですけれども、それにしても10年以上もの間、所有者も非常にあいまいなままで十分な管理がされていなかったということは問題があるというふうに思います。

道や市のお金を使って公的なものとして実施をされた小樽国際ガラスフェスティバルという催しの性格上からいって、本来であれば小樽市がきちんと所有者になって、市立小樽美術館なり、あるいは小樽市博物館なりがしっかりと収蔵して管理をする、保管をする、適宜、市民の鑑賞に供するということが自然な姿だったのではないのかなという気がするのですが、この点いかがでしょうか。

○（社教）社会教育課長

まず、最初のご質問でございますけれども、実行委員会のメンバーといたしましては、委員長である小樽市長をはじめ、小樽商工会議所会頭、小樽観光協会会長や市内のガラス工房の代表者の方など25名で構成されています。

また、実行委員会の現在の状況ということでございますけれども、ガラスフェスティバルが平成２年から８年まで計７回開催をされておりますが、回を重ねるごとに事業の見直しや実行委員会の在り方など、内部からいろいろな意見があったというふうに聞いております。

実行委員会の活動は、現在一時休止の状態になっておりますけれども、再開の見通しにつきましては、今後の在り方等を含めて私どもの方から聞いてみたいというふうに考えております。

それから、所有権の問題でございましたけれども、これははっきりさせなければならないというのは私どもも考えておりますので、そのためにも話し合いは必要であるというふうに考えております。以上でございます。

○斉藤（陽）委員

最後の４点目ですけれども、今後の課題として、国際ガラスフェスティバルのようなそういうイベントを行う、行わないにかかわらず、各工房との意見交換といいますが、情報交換などの機会は、企画部なり、当初は企画部の

方だったのですけれども、社会教育部なり適切な部局を窓口として、今後も定期的にそういう場を設けていくべきではないか。

それから、さらに将来的には、文化芸術の各ジャンル、特にまた文化芸術という分野は、ひとまとめにして、どなたかが代表となって話し合いをしましょうと言ってもなかなか難しさがあると思うのです。

どちらかという行政の方が、多少手間暇はかかっても個別にいろいろな分野の方に、こちらから声をかけて個別にアプローチしながら、各ジャンルごとの芸術の活動の従事者の方といいますか、そういう方々と行政とが定期的に話合うというか、将来的にですけれども、そういう交流の意見を聞くような場面がぜひ必要でないかなと考えるわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○ **社会教育部長**

各工房と定期的に話し合いをしていくべきだというお話でございますけれども、その辺についてはちょっと検討課題にさせていただきたいと思います。

それから、文化芸術団体の各ジャンルですか、個別にという話でございますけれども、ご承知のように、市内の文化芸術団体につきましてはたくさんございまして、今、たしか72団体ほどあると思いますけれども、いわゆる文団協、こういったものを組織しておりまして、私ども、その文団協などというところも担当しておりますけれども、いろいろな要望なり意見、こういったものをお聞きする機会があるわけでございますけれども、これだけたくさんの団体がございますので、個々に会って話をするのもなかなか難しい面もございますけれども、ただ、今お話ししましたように、各ジャンルの方が、私どもとお話したいというようなことであれば、私どもも十分お話ししていきますし、いろいろな機会をとらえながら、また、そういったことがあれば十分話し合いをしていきたい、このように考えております。

○ **斉藤（陽）委員**

各団体の方から何か声があれば聞きますよということよりも、私が力点を置いてお話をしたのは、むしろ行政の方が主体性を持ってアプローチをするという、今回のガラスの関係のことも、ガラスの関係の方から別段働きかけがなかったのも、そのままになってしまったという面がなきにしもあらずかなという気もするのですが、お互いの問題かもしれないのですけれども、むしろ行政の方が積極的に取り組んで、そういった交流というものを持っていていただきたいというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○ **社会教育部長**

さきほどご答弁しましたように、従来は、文団協の中でお話をしてみいましたけれども、今そういったお話もございましたので、なお検討させていただきたいと思います。できるだけ前向きな姿勢でやってはいきたいと思っております。

○ **委員長**

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○ **佐々木（勝）委員**

交通安全について

私の方からは大きく３点です。

１点目は、このたび、「平成14年度」と言わないで「版」というのでしょうか、小樽警察署交通白書が発刊ということで自分の手元にこれがあります。

今まで小樽市を含めて交通白書的なものというのは出ていたのかどうか。

それから、これの発刊に至る経過といいますか、それらがわかっていたらお知らせください。

○ **（市民）交通安全対策課長**

この14年度版の交通白書でございますが、これは小樽警察署でつくられたものでございまして、小樽市内の交通安全に関係する機関、団体に、交通安全計画あるいは運動方針に活用していただくという趣旨で、平成13年度の事故の状況を載せていただいたものでございます。

年度でなくて年というのは、警察で事故統計をする場合に暦年でやっているものですから、その絡みで14年版という表示になってございます。

それから、これにかわるものということではございませんけれども、小樽市に小樽市交通安全運動推進委員会という外郭団体がございます。これは、設置当初から小樽市内の交通事故の分析のまとめを毎年しておりまして、推進委員会の総会のとき等に委員の方にご提示して、交通安全計画、事故防止にご活用いただくということで作成しております。そういうことで交通事務に携わっております。

○佐々木（勝）委員

私が聞いたのは、平成14年版と言うから、その前の平成13年版とか平成12年版とか、こういうふうにずっとつながってきていたのかなということです。

資料を見ますと、10年間のまとめみたいなものも書かれていた。そういう具体的なことは今聞いていきますけれども、そういう意味です。

○（市民）交通安全対策課長

大変申しわけございません。

この冊子につきましては初めて作成したもので、今まで、これと似たようなものはさきほどご説明させていただきました推進委員会で事故分析のまとめをしてございます。

○佐々木（勝）委員

この資料を見ますと、発刊するに至った主な原因というか押さえ方、昨年、人身交通事故が2割減った、死者が昨年比6人減って9人、傷を負った傷者が前年比2割減という大変すばらしい成果を上げた。そういうこれまでの努力に対して一定のまとめ、こういうふうに記述されているのです。

実際に小樽の交通状況は年々下がってきている、こういう状況にはないなとは思いつつながら、この発刊に関しては、それだけ交通状況といいですか、武器を使わない戦争というのは二つあると言いますけれども、一つは、いわゆる受験戦争、もう一つは交通戦争ということです。そういう面で考えると、少子高齢化の中にあって、交通災害といいですか、最大の災害であるというふうに思っております。

それで、私が目を通した中で、本当に小樽の特徴といいですか、北海道には一般的にあるけれども、小樽にだけしかないという、そうすると、また後で言い方があるけれども、小樽ならではの事故というか、それから、一般にある傾向、こういうふうにあると思うのですけれども、ここで私も初めてわかったというか、なるほどなというふうに思ったのは、小樽の警察署の調べによりますと、市内の保有台数が記入されているのです。一応、この中では、13年3月末現在で総体的に7万6,420台というのが13年度の実績として残っているのです。

いわゆるこの保有台数というのは、今までの傾向からすれば、小樽の場合は減っていく傾向なのか上がっていく傾向なのか、これのところの分は押さえていますか。

○（市民）交通安全対策課長

市内の保有台数でございますけれども、ここ毎年のように700台ぐらいずつ増えています。

といいますのは、燃費がいい、税金が安いというので、ここ数年、軽自動車の保有台数が増えていまして、大体それが増えていく分イコール軽自動車という数字になってございます。

○佐々木（勝）委員

続けて知らせてください。

プラス小樽市内の運転免許保有者という記述があったのですけれども、これは13年の12月末現在という数字で載

っていたのですけれども、市内でいえば男女合わせて7万 741人、内訳は男性が4万 5,631人、女性が2万 5,110人という数字で、さらに、うち75歳以上というのが男性で 1,205人、女性が50人います。75歳以上の高齢者が 1,255人という数字です。

これをもとにして10年間の推移の記録があるのですけれども、さきほど言ったように、小樽の人口は、いわゆる16万人を割って、ごく最近では15万人を割った。

これに対して免許取得者の人口というのは実際には増えている、こういうくだりがあるのですけれども、実態数はどういうふうになっているのでしょうか。

○（市民）交通安全対策課長

免許保持者の件でございますけれども、男性の免許人口は、若干でございますけれども、減少傾向にはございません。

ただ、女性の免許人口が年々 400人ぐらいずつ増えておりまして、総体では人口が減っているから、それじゃ免許保持者も減るのかなということにはなっていないというのが現状です。

○佐々木（勝）委員

あわせて若者の対策というのがあります。この人口減に少子高齢化社会で若者が減っていくのだけれども、免許保有者というのは、若者の傾向というのはどういうふうになっていますか。

○（市民）交通安全対策課長

世代別の免許人口の資料を今日は持ってきていませんので、ご説明はできませんけれども、後日、またそこら辺につきましてはご説明いたしたいと思います。

○佐々木（勝）委員

それで、この白書から読み取れるところの部分で教えてください。

小樽の交通事故の特徴という、この10年間の数をまとめてきと出ているのだというふうに思いますけれども、一昨年といいますから12年度のとらえ方でいいのでしょうか、12年から13年の境にかけて、小樽では21年ぶりに交通死亡事故ゼロ 200日を達成した、こういうふうに記述がありますけれども、その前後、今までの 200日を達成したのが記録なのか、最高は何日間の記録をしたというのがあるのでしょうか。

○（市民）交通安全対策課長

交通死亡ゼロの件でございますけれども、一番最長は、昭和55年から56年にかけて 236日という記録がございます。

今年も昨年に次ぎまして、この前 200日を突破いたしました。それで、今年は昨年よりも今現在 2日多い 204日という結果になってございます。

○佐々木（勝）委員

そうすると、これからの課題は夏に向かって事故が多いわけですが、記録を突破する、こういうことで取り組んでいるのだというふうに思いますけれども、可能な限り、目標値からいえば、小樽の現状からして考えていけば、どのぐらいまで目標が出せるというふうに思いますか。

○（市民）交通安全対策課長

小樽警察署長さんのごあいさつでございますが、署長さんは 365日ということでは言っておりました。実際には死亡事故ゼロ更新は続いているのですが、今年につきましては、事故発生件数が昨年の同じ月に比べまして13%多いという状況でございまして、いつ死亡事故が発生してもおかしくないという状況にございます。

うちとしましても、最長の 236日を超えて、何とかまた新しい記録を樹立したいというふうには考えておりますし、それに向けて努力はするのでございますけれども、これだけは、はっきり何日とは、気持ちは小樽警察署と同じで、1年間ぐらいということでは言わせていただきたいと思います。

○佐々木（勝）委員

財政問題も含めて、それから、さきほど秋山さんから健康管理の問題、それから、いろいろな管理で数字管理というのか、目標値というのか、特に健康づくりにおいては、小樽の健康21については目標値を掲げて、それに向かって取り組んでいく、こういうことですから、やはり目標は高く持って、それに向かっていろいろな面から努力する、こういう姿勢が必要なのだらうなというふうに思っています。

それで、総体的に小樽の交通事故の発生の特徴というのをまとめて言うと、どういうふうになるのでしょうか。

○（市民）交通安全対策課長

特徴的なものというのは、全道各都市同じような事故内容でございまして、特別小樽がこういう地形だからどうのこうのとかという部分はございません。

ただ、さきほどもお話をさせていただきました事故分析等から判断しまして、小樽市内は追突事故が断然多ございまして、これは冬場の交差点内でのスピードの出し過ぎにより、止まり切れなくて前の車に追突するとか、また、夏の海水浴シーズン等、渋滞した車の中でわき見運転をして前の車に追突するとか、そういうことで、小樽市内の事故の形態別から考えますと、追突事故が断トツに多うございます。

○佐々木（勝）委員

そうすると、小樽が坂道だということも含めて、いろいろな面での特徴と言えば特徴なのかもしれないけれども、そういうような部分で考えてみれば、小樽の地域に合った独自の取組ということが出てくるのだというふうに思います。この追突事故プラス、冬になると、子どもたちの通学路の安全確保だとか、歩道橋のいわゆる歩道の部分の確保だとか、冬型における事故というのか、小樽の抱えている状況からくれば、そういうことが予想されるのではないかと考えています。大体はロードヒーティングの坂道対策ができればいいとか、いろいろなことがあるのだけれども、小樽の交通事故の特徴に合わせた対策というのか、このあたりの課題というのか、それを聞かせてもらえますか。

○（市民）交通安全対策課長

議員ご指摘のございました坂道が多い町でございまして、冬場の止まり切れなくてスリップして事故を起こす等の、強いて言えば、そこら辺では小樽市の地形的なことから来る事故の特徴かもしれません。

ただ、そういう坂道対策ということになりますと、当然、ヒーティングが100%クリアできるわけでございすけれども、今の財政事情等からヒーティングというのも難しゅうございます。

それで、土木関係の部署では、そういう急勾配には、ヒーティングがなされないところについては、冬場に薬剤散布等のご尽力もしていただいていますし、当然、その地域に住む方々につきましては、危険と思われる坂道での乗入れ、上り等も含めて、そういうところは通行しないで、より安全な場所で自分の目的地に行ってもらうような、当然、そういう指導も今までもしていますし、今後も継続していかなければならないと思ってございます。

○佐々木（勝）委員

この関係でまとめて聞いておきます。

それで、坂道対策の場合は、道路の状況に合わせた対応というのが出てきますけれども、これからに向かって小樽に観光客が来ます。観光都市を標榜していろいろな対策を講じていますけれども、小樽の場合は、観光都市型事故というのか、そういうような言われ方というのはしているのでしょうか。

○（市民）交通安全対策課長

近年、管内で、委員が今ご指摘の観光客の事故も増えてございます。

というのは、道不案内でハンドルを握りながらわき見運転していて車同士がぶつかったというケースは、実際に観光客集中地域においては発生してございます。

それで、ちょっと話がそれますけれども、当然、観光客集中地域では、違法駐車も結構ひどい状態でございますので、今年、小樽警察署に小樽市内から違法駐車を追放してほしいという対策協議会を立ち上げてございます。こ

の前、第１回目の幹事会も開きましたし、施設関係者とも打合せをし、もう既に実施している部分もございます。

そういうことで、違法駐車というのは、当然、渋滞のもとにもなりますし、交通事故のもとでもございます。逆に観光客が、駐車場がよくわからないがために、そういう違法駐車の部分に車を止めるというケースも間々見られますので、そこら辺の違法駐車対策も含めて、今後、観光客の方が事故に遭わないような方策を講じていかなければならないと思っております。

○佐々木（勝）委員

わかりました。

そういう小樽における交通事故の分析を小まめに行って、今の観光都市型で看板が大分目立つようになって、わかるような標識が出ることによって誘導できるというか、そういうような対策も講じているようでありますから、さらに、そういうような対策もお願いしたいなというふうに思います。

まとめて聞きます。

さっき死亡事故ゼロの日にちは 200日となっていますけれども、小樽の発生状況を集約する観点から、毎月データを出して、その都度速報という形が流れているのですか。

今、私の方に手持ちがあるのは、さっき年度と言わないで 1 月から 12 月までということでしょう。

現在発生している発生件数、中身からすれば、いろいろな中身があるのだと思うけれども、一つには発生件数、それと死傷者、そして少々の傷を受けた者、こういう分類になるのだと思うけれども、今現在 6 月に入っているけれども、データの的には 5 月末という形で計数をはじけるのですか。大体 4 か月ごとの集計なのだけでも、その辺のところのデータを持っている部分で 5 月の 31 日現在で、などというあたりは出ますか。

○（市民）交通安全対策課長

事故の発生件数、死傷者数につきましては、毎日、警察からファクスで数字を教えてくださいますので、うちのほうでは、市の庁舎の渡り廊下のところに毎日の事故発生件数、死者数、負傷者数の掲示をさせていただいています。

それから、今、議員がお持ちになってご質問をいただきました、その用紙に対しましては、年 3 回 4 か月ごとに、うちの方で各町会ごとに、発生件数、死者数、負傷者数、前年対比の数字を載せて、各町会、それから各関係の団体さんにお配りしてございます。

町会につきましては、自分の町会で今年どのぐらいの事故が発生しているのか、昨年と比べてどういう状況なのかということが一目でわかるということで好評でございまして、大変活用されているところでございます。

○佐々木（勝）委員

そうすると、死亡事故による死傷者というのはゼロということで、発生件数で言えば、さきの白書によると減っているよと。去年より減ってるよ、こういうことなのだけれども、さっき課長の答弁だと発生件数は伸びているということなのだけれども、どのぐらい伸びているのか、それはわかりますか。

○（市民）交通安全対策課長

今年につきましては、昨日、日曜日現在の集計でございしますが、今年の事故発生件数が 320 件、前年比から比べますとプラス 47 件でございしますので、13% 増しということでご説明させていただきました。

それから、死亡者につきましてはゼロ更新で、昨年は 6 月に 3 名の方がお亡くなりになっておりますので、マイナス 3 の状態でございます。負傷者につきましては、日曜日現在で 386 名、昨年同期に比べてプラス 24 名の方が増えておりますので、6% 増というのが現状でございます。

○佐々木（勝）委員

それで、傷を受けた人の中で、さっきも免許証の割合が若者が多いということで、増えた原因というか、これらの分析はしていますか。

○（市民）交通安全対策課長

今までの発生件数と比べて、細かい数字は、まだ警察からはいただいておりませんが、警察等の説明を聞く分につきましては、若者の交通事故、それから高齢者ドライバー、歩行者ではなくてドライバーの事故も今年は急増しているというように聞いてございます。

○佐々木（勝）委員

これから夏場に入って、ますます事故も発生するようにもうかがわれますけれども、昨日も各地区別で、交通安全対策を含めて、推進委員の皆さんも含めて頑張っているというふうに思いますけれども、今、重点的にやっている仕事というか、力を入れている交通安全対策というのは何でしょう。

○（市民）交通安全対策課長

従前から、マスコミ等でよくマンネリ化だというふうに批判を浴びておりますけれども、６期60日の運動がございます。全国で２期、道が２期、それから地域が２期、市長が中心なのですが、その２期を特にメインにしてございます。その中で、今までやってきた歩行者、それからドライバーに対する交通安全意識を向上してもらうような、そういう取組を今後していかなければならないと思いますし、これから行楽期になりまして車の量もどんどん増えてまいります。それで、近隣市町村ということで国道５号線を共有します札幌手稲区さん、それから道道定山溪線を共有します札幌南区さん、それから３９３を共有します赤井川さん、それから後志方向でいえば余市さん、そこらあたりと合同で交通安全キャンペーンの実施をということで、もう既にほぼ日程も決まって準備をしている段階でございます。

○佐々木（勝）委員

いろいろな意味で小樽が発信する内容がありますけれども、本当に交通事故ゼロ 365日を目指して頑張っていきたいものというふうに思いまして、その件についての質問は終わります。

観光コース来ぶらり 100選の取組について

次は観光ルート、いわゆる来ぶらり 100選の取組についてです。

ここは、観光。

３月の末時点での募集申込みというか、様子だったと思うのですが、昨年の段階で市民に呼びかけて観光コースを募集して 100選を目指して選んでいくという、こういう取組があったと思います。３月末時点の取組から集約されたかなと思っていましたら、５月の段階で市長と町会長と語る連絡会議がありました。この折に地域におろして追加募集を今しているということで話がありました。私もそのときの数字をつかんでいなかったのだけれども、目指す 100選の取組の現状の中で、さらに地域に協力を呼びかける、こういう状況から考えれば、現在も募集し状況把握に努めていると思うのですが、現在の応募状況と、それを受けて、その後どう対策していくのか、今後のスケジュールがわかれば教えてください。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

ただいま、佐々木（勝）委員から、観光コース来ぶらり 100選の選定事業の現状についてお尋ねございました。

委員がおっしゃるとおり、当初は今年の３月31日で募集を締め切る予定でございました。それは、平成13年の11月からスタートさせた事業だったわけですが、締め切り時点で応募件数が35件、それで観光振興室が押さえていた既存の観光コースを加えても51件にしかならなかったのです。そういう現状でございまして、今回、６月末までの追加募集ということでしたことであります。

なお、その後、今、委員からお話がありました市長と町会長との連絡会議でお話を申し上げた件もございしますが、さらに応募が増えまして、今日現在で、新たな提案と申しましょうか、35件にしかなかった提案が68件になっております。それで、既存のコースを加えても84件ということでございますので、多少伸びたかなと思っております。

また、今後のスケジュールについてでございますが、一応６月30日ということになっておりますので、それに 1

00件が集まればということでございますけれども、締め切り後に応募内容の整理をして、その後、市民を交えまして観光コース来ぶらり 100選選定審査委員会というものを開催して、コースを選定していきたいというふうに考えております。

○佐々木（勝）委員

ここからまとめて聞いておきます。

日にちを延ばして、6月30日の期限を延ばして募集するということです。6月30日という、残った件数が日にちがないわけですが、今68件という数字ですか。現在68件。これは、恐らく100件になれば、それで終わりということではなくて、そこから今の話を聞くと、さらに選定委員会を立ち上げて、そこから選んでいく、こういうことになるのですよね。

そうすると、100選という形になってくるわけだけれども、ある程度多くの、いわゆる100選ぶためにはもっともっとなければならないという状況でないかなというふうに思っています。

一つ大事なことは市民参加による推薦という形をとるのだけれども、100になったら終わりでないと思うので、見通しというか、増やしていく段取りをしていくためには、一応、第1次集約というか、6月の30日にめどつけたけれども、もっと数多くするためにはということを考えれば、もう少し先延ばしというか、そういうことも考えるのですか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

今、委員がおっしゃったとおり、一応、6月30日の一つのめどとして進めてきておりまして、我々としては、できるだけ早い時期に全国の観光エージェントの方にお知らせしたくて急いでやってきました。

しかしながら、このような現状でございますので、いい観光ルートをたくさん広く周知するという意味も含めまして、6月の30日の時点で100選を選定できるだけの要素がない場合につきましては、延期もやむを得ないというふうに考えております。

○委員長

持ち時間を経過いたしましたので、ご協力ください。

○佐々木（勝）委員

はい、わかりました。ここのところで終わります。

そこで提案なのですけれども、いろいろな形で地域におろされて、町会単位でそれに取り組むという部分はあるのですけれども、これは前にもあったケースで21世紀プランをつくる时候にも、子どもの参加というか、子どもの意見を取り入れて、意見を集約して、企画の方でそれを反映させる、こういうようなことがあったと思うのです。

それで、これは提案なのですけれども、学校も今完全週5日制に向けて、さきほどお話がありました総合学習という取組が現実に行われています。

そこで、課題になってくるのは地域に目を向けた部分というか、素材が教材というか、これがあるのです。そこに目を向けて、子どもたちが生活体験というか、そういうように仕組んでいく仕組みを今つくっているというふうに思うのです。

そういう意味からすれば、この機会に学校現場、小学校28校、中学校十幾つですか、そういう形で学校現場に、そういうような子どもたちの声も含めて、意見をもらって、子どもたちから見た、学校から見た選定というか、紹介をしてもらう、こういうようなことがあってもいいのかなというふうに思っています。そうすると、今まで以上に幅の広いというか、地域の掘り起こしというか、こういうことにもつながるのかなというふうに思っているところです。

さきほどの返答では、100件になったから終わるのでなくて、そういう観点から募集の幅を広げる、こういう考え方についてはいかがでしょうか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

さきほど申し上げましたけれども、6月30日の時点で100選を選べるだけの素材がないということも予測されておりますので、今、委員、ご提案いただきましたとおり、教育現場からの、教育現場と申していいのかどうか分かりませんが、いろいろ学校が探している地域素材、そういう地域情報というものを広く取り入れて、観光ルートの選定なんかも、もし学校現場の方でお力添えいただければ非常にありがたいことだと思っておりますので、まだ2週間あるものですから、これから、新たにそういう取組を進めてまいりたいというふうに思います。

○佐々木（勝）委員

総がかりで小樽から発信していきたいというふうに思います。

予定しましたのが二つありましたけれども、やめます。

○委員長

ありがとうございます。

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

再開時刻は午後5時40分といたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後5時15分

再開 午後5時40分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○中島委員

福祉オンブズマン制度について

私は、1点だけ質問させていただきます。

新谷議員の一般質問で取り上げました福祉オンブズマン制度について取り上げます。

市長答弁では、市内福祉施設の調査をして苦情解決についてのアンケートというか、調査結果を報告されていましたが、この報告内容についてもう一度確認したいと思います。

○（福祉）社会福祉課長

アンケート調査の内容ということでございますけれども、5月の末に市内の社会福祉法人等に、苦情解決の組織があるかどうかというような内容、あるいは第三者委員についてどのような方を推薦してお願いしてありますかというような趣旨のアンケート調査を行いました。

回収しました約半数が、苦情の解決制度ということで、それぞれの法人の中で、苦情解決の体制というか、そういうものを備えていました。ただ、一方では半数ぐらいがまだということです。つくっていない理由ということで、今検討中であるというのが多いのですけれども、実態として、福祉サービスに関する苦情とか、そういったものはないので、今のところその必要性は感じていない、そういったような内容になっております。

○中島委員

数字の問題では52法人を調査されましたということで、検討中が8社で、必要ないと言っているところが五つ、苦情がないからつくらなくてもよいと判断しているようなご意見が五つということでしたけれども、これは社会福祉法人等、苦情処理機関を設けるという話については何を根拠にした中身なのでしょう。

それと、つくらないというふうなご意見もありましたけれども、つくらなくてもいいのでしょうか。

○（福祉）社会福祉課長

苦情解決の組織づくりというのは、法的にといいですか、つくらなければならないのか義務的なものなのかとい

うご趣旨かと思えます。平成12年に改正されました社会福祉法の中で、条文を読みますと、社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないということで、第82条にそういう規定がされております。

しかし、今おっしゃっています第三者委員を配置してやるとかという具体的な手順とか法人なりの体制づくりはいろいろありますけれども、その手順なり、こういう人をやりなさいというような義務的なものではありません。いわゆる法人として福祉サービスに対する対応はきちんとしなさいよということは法で述べておりますけれども、第三者機関でやりなさいと、そこまでは言うておりませんで、その点については国の指針という形で、ケースということにしております。

ですから、つくらなければならないのかということになりますと、第三者委員を設けてつくらなければならないということは義務ということではございません。

○中島委員

そうしたら、施設内、サービスを提供している事業者としての苦情処理を設けることを義務づけられてはいないけれども、した方がいいよという、こういう中身で、そこへ寄せられた苦情に対しては、その中で対応することになるわけですが、これは公開される中身でしょうか。ご希望される方がいたら公開するのか、あるいは市に報告義務があるのでしょうか。

○（福祉）社会福祉課長

いろいろな福祉サービスがかかわります苦情なり相談なりということですので、個人のプライバシーということもございましょうから、基本的には公開されるものでなくて、例えば小樽市に、こういった内容があって、こういう処理をしましたということも報告が義務づけられているものではございません。

○中島委員

それでは、そのサービス提供施設の中だけの対応策ということになると思いますが、答弁では、苦情処理機関として国保連がある、このように言っていました。この国保連というのは所在地はどこですか。それと昨年の苦情、そして相談件数、どんなことが相談されたのかという国保連の１年間の仕事の中身についてちょっとお知らせください。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

介護保険に関します苦情、相談等につきましては、札幌にございます国保連联合会の方で処理してございます。

特に、苦情申立てにつきましては、平成13年度は３件ございまして、サービス事業者の管理者等の対応に関する件が１件、そして、介護保険自体が事業主と利用者の契約というような形になりますもので、その契約関係が２件、以上３件でございます。

それで、相談件数につきましては総数で48件、内容の部分につきましては、サービスの質に関するもの８件、従事者の態度に関するもの７件、管理者等の対応、これらのものが主になってございます。国保連の方から聞いてございます。

相談件数、苦情申立てにつきましては、小樽市の分はございませんということも伺ってございます。

○中島委員

苦情３件、相談48件ということですが、これは全道からの内容ということですか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

全道からのものでございます。

○中島委員

小樽市の介護保険相談窓口の件数と内容を資料にして出していただきました。これを見ますと、相談者は、家族が本人よりも多い件数になっています。789件中、家族から来ているのが409件、相談内容は断トツで保険料につ

いての相談が 317件と多くなっていますし、制度そのものについても 100件ぐらいの相談があるようです。

介護保険の窓口ということですから、認定にかかわる申入れだとかが多いわけですから、これが 5,000件以上ということでは圧倒的に実務的な内容が多いのですけれども、中身を見ますと家族の方が相談に来ているという件数が多いように思います。

ですから、札幌にある国保連まで介護保険の問題で相談に行けるかという、こういう現実的なことが私はあると思うのです。全道に 1 か所しかないところに、介護保険の苦情については国保連が対応するから問題ないと言えるような状況かどうかについては、ちょっと疑問がありますが、介護保険の件ではどのようにお考えですか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

さきほど委員がおっしゃいましたように、確かに、市町村は住民にとって最も身近な行政機関であろう、そんなような部分では、苦情相談の第 1 次的な窓口としての役割を担っていかなければならないのかな、このように思っております。

それで、利用者等からの苦情、相談等につきましても、制度の理解あるいは誤解、そのようなことによる相談もございますもので、そのような部分につきましては、その旨を説明いたしまして、必要に応じましては資料を提出しまして理解を得られるような形をとってございます。また、受け付けた苦情につきましては、サービス事業者への確認などの手続は当然としておりますし、必要のある場合は、その旨の要請をやって、このような形で対応してございます。

それで、どうしても処理できないような困難な部分につきましては、さきほど申しましたように、国保連合会の方と連携をとって解決を図っていかなければならないのかなと思っております。

そしてまた、事業主につきましては、指定というのが北海道知事の権限なもので、そういうような部分、要するに運営基準なり人員基準なり設備基準なり、いろいろな基準の違反につきましては、北海道なりと連携を取りながら、その旨を北海道に通知をして、改善を図っていかなければならないのか、そのような形で考えてございます。

○中島委員

例えば、この窓口の中身には、保険料についての相談が 317件で苦情が 2 件とあります。苦情の 2 件の中身は、既に私は聞きましたけれども、保険料のことだとおっしゃっていました。

そうすると同じ保険料の問題でも、苦情になる場面と相談になる場面との区分けというのはなかなか難しいかなと思うのですけれども、これは実際苦情ではなくて相談だという判断はどういうふうにされるのでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

現在、窓口相談につきましては、本館の 1 階、児童家庭課の横に職員が午前、午後に分かれまして、それぞれ 1 名が対応してございます。

したがって、区分の中では、委員がおっしゃいますように、相談、苦情というような形で私ども業務日誌は分けているのですが、内容によりましては、どちらでも取れるような形の部分もあるようでございます。

ただ、さきほど委員からご指摘がございました苦情 2 件につきましては、ちょうど昨年10月に保険料が特別対策が終了したというようなことで、12年度が全体の 4 分の 1、13年度が 4 分の 3 というような形で 3 倍程度に保険料が上がったというような形で、6 月、7 月に自分の保険料がこんなに上がったのだけれども、どうなのだ、こういうような苦情が 2 件ございました。

それで、さきほどの相談内容の保険料につきましても、今も言いましたように、保険料が特別対策が終了したことによりまして、私の保険料はどうなるのだ、苦情までいなくても、私の保険料の算定基礎を教えてください、そのような相談が多かったと承知してございます。

○中島委員

平成13年の 1 定で、苦情処理制度について、介護保険を含む福祉全体のオンブズパーソン制度の在り方や整合性

について検討している、このように答弁をいただいていた。

今回は、この後どうなりましたかという質問に対して、いろいろ説明された後、見送りたい、こういう結論が報告されました。こういうふうになった経緯についてご説明ください。

○（福祉）社会福祉課長

見送ることになった経緯ということでございますけれども、本会議で市長からもご答弁させていただいておりますとおり、オンブズマン制度は当面見送ることになっていきますので、それにかえてといいますか、さきほど申し述べました苦情解決制度、これをまず先にやろうということでお答えしております。

経緯ということでございますけれども、1年なり2年なり、そういうことで、主要都市の状況も見てまいりましたし、今言いました苦情解決制度をやるという考え方に立ちまして、これまでは函館市の例なり本州の先進市の例なり、いろいろな資料をそろえて検討してまいりました。お答えしておりますとおり、苦情相談というのはありますけれども、いわゆるオンブズマン、弁護士なり大学の先生なり、そういった方々をお願いいたしまして、オンブズマンとしての判断を仰ぐという場面というのは極めて少ないという実態もございます。あるいは、小樽市には、各事業もそうですけれども、新規事業の取組というのは、オンブズマン制度というのは、当然有益な事業でございますが、新規事業というのはなかなか財政事情もあるということもございますので、そういったことも考え合わせて見送りたい、こういうことでご理解をいただきたいと思います。

○中島委員

ご承知のとおり、介護保険制度というのは、国の一律の制度です。市町村が窓口になって、実施主体になって、保険料徴収と介護認定まではやるわけです。実際のサービス提供になると事業者と本人の契約になって、自治体の責任というあたりになると大変不明確です。実際には、サービスを受けている事業者と利用者の間で起きるさまざまな問題があるのです。これについての苦情などについては、民と民との契約だから、それはそちらで解決しなさいというのが基本的な姿勢ですね。

今お話ししたとおり、サービス提供業者が自分のところに苦情処理の窓口を設ける、これを義務ではなくて勧めている範囲です。やらなくてもいい。本当はやらなければならないところほど、そういうふうにならなくていいというところが多いのです。

私たちは、そういう意味で、オンブズマン制度を利用件数が多いかどうかでなくて、人権擁護のセーフティーネットとしての必要性のあるものだという位置づけが必要だと思うのです。

民と民との契約だと言いながら、高齢のお年寄りの皆さんと事業者との関係の中で、不測の事態や表現できない問題や、さまざまなことが起きて不利益がないのかということなんかが予測されていくわけです。そういう問題について、きちんと人権擁護の立場に立った最低の保障システムだと私は思います。

聞いたことがあるのですけれども、道内のある施設で、女性の入浴のときに皆さんが一斉に服を脱いで集団でお風呂に入れられる。ホースでシャワーのように上からお湯をかけられて、その操作をするのは男性職員だと。とても耐えられない、こういう悩みを打ち明けられたことがあります。そういう問題を持っていくところがない、そういう事態もあるわけです。

実際に、私たちの共産党が行っている月1回の弁護士相談のところに、この間来た方は、介護保険を利用してヘルパーさんとの関係で悩んでいるとご相談に見えられて、弁護士さんが聞く話ではなかったのですけれども、延々と親切にお話を聞いてくれた弁護士さんに満足して帰られました。

多くの市民の皆さんは、どこに相談をしていいのかわからない、自分が利用している施設に文句は言いにくい、こういう現状があるのです。

そういう点で、介護保険制度そのものが事業者サービスに任せられる。小樽市は、それに対して特別何か言える立場にないとおっしゃるのなら、そういう側面をサポートする整備が必要だと私は思うのですけれども、いかがで

すか。

○（福祉）高齢社会対策室長

介護保険に絡む部分で、中島委員がちょっと誤解をされている部分があったと思いますので、何か介護保険の部分の事業者責任の苦情処理の関係でございますが、介護保険のサービスの指定を受けますと、運営基準というのがございまして、その運営基準によりますと、提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない、こういうふうに明示をされてございます。

したがいまして、各事業者については、自己責任として、自分のところで提供したサービスについても、利用者ないしは、その家族と十分話合って解決をしなければならない、そういうようなことになっているということをまず認識をしていただきたいと思います。

それから、今お話がありましたのは、事業者任せで市が関与していなのではないか、恐らくそのような趣旨だと思いますけれども、さきほども申し上げましたけれども、介護保険では、まず事業者責任で苦情処理に当たっていただく部分が一つ、それから二つ目、広域的なサービスにかかわる部分だとか、その方がいつでも第三者、国保連の方に相談をしたり、こういったときのために国保連合会に苦情処理の担当員を置いて当たっている。そういうことでございます。

また、そのほか、市の方は介護保険の実施に先駆けまして、介護保険が始まる11年度の10月、半年前から相談窓口を設けて、いろいろな講習や相談に当たっております。

また、気楽な相談と適切な助言が得られる、こういうことから申し上げますと、市民の方にとっては直接市の方へ苦情を持ち込むのはなかなか抵抗がある、そういった方もいらっしゃると思います。

そのためということではないのですけれども、広い意味では、在宅介護支援センター、これはいつでも窓口をあけておりますので、そういったところの活用、また、各市内に39か所あります薬局でも在宅介護支援センター協力薬局ということで、身近な相談に当たっておりますし、そういったものを活用する中で、私どもといたしましても、いろいろな苦情処理に適切に対応してまいりたい、こういうふうに考えているところであります。

○中島委員

私は、そういうことはよくわかっているつもりで質問をしているのです。

この間、国のレベルでも防衛庁の情報公開者リスト、それから外務省の鈴木宗男議員との一体化した違法行為、これを内部調査でやって真実がわかったかどうかということでもめているではないですか。内部調査の限界というのがあるのです。この問題があるからこそ第三者機関、人権擁護の立場に立った法的なものが必要だということを私は主張しているのであって、身内内の苦情処理範囲で任せる内容ではないのじゃないか。

介護保険制度を立ち上げて、新しい措置制度ではなくて契約制度が始まる以上は、そういうものも準備しなければ非常に不十分だということが考えられます。実際に立ち上げている市町村があるわけですから、私は、福祉部長も、この問題については非常に意欲的に答弁されていた経過をよく知っております。何回かの常任委員会の中でもお話を交わしてきた経過がありますから、市の財政上の問題も含めて、このような見送り策を出さざるを得なかったことに非常に残念な、また憤りを感じます。

ただ、私利の立場に立った苦情処理に終わらない、人権擁護のこういう対策を引き続き要望していきたいと思います。福祉部長から一言。

○福祉部長

ご指名ということでございますけれども、さきほども議論がありましたけれども、確かに100点満点ではないかもしれませんが、70点、80点を出して、何らかの手だてが全市的に整うように努めてまいりたい、こう考えております。

○中島委員

終わります。

○北野委員

カーチス・ウィルバー入港について

最初に、カーチス・ウィルバー入港に関連して伺います。

５月29日付け小樽海上保安本部長から、港湾管理者である市長あてに、カーチス・ウィルバーの小樽寄港について、バース手配依頼書が参っておりますが、これに対する回答、市長の態度表明は、いつを予定されておりますか。

○総務部次長

これについては、まだいろいろな市としての諸判断等がございますので、そういったものについての期限の明示は、現在の段階ではお答えすることはできません。

○北野委員

６月27日から４日間入港予定で来ているのです。韓国から来るのです。それで議会は実質上明日で終わりです。21日は本会議ですけれども、だから本会議が終わるまで、市長はさまざまなことを考えているようだけれども、今の次長の態度であれば、議会の審議を避けるということが前提にあるのでないですか。

○総務部次長

決してそのようなことは考えてございません。

これまでさまざまなケースがございます。特別、議会の最中に入港する、あるいは、その期間を外れて入港するさまざまなケースがございますけれども、寄港のバース手配の依頼があった段階で、さまざまな情報等も提供してございましたので、そういった中でのご議論は十分にいただけるものと考えてございます。

○北野委員

それでは伺いますが、市長が、これまで米艦受入れについて三つの条件をクリアした場合ということは公表されています。この三つの条件、現時点に即してどういう検討をされていますか。商船の入港予定とか、その他です。

○総務部長

従来から、外国艦船の入港に当たりまして判断材料として三つの言葉、港湾の安全の確保なり商業港としての係船の確保、さらには核の持込みの有無ということについて、今、その三つの観点から、商船については、港湾部の方での商船の動向を含め、また、核については外務省に対しての照会も既に行っておりますので、その三つについて総合的に判断しているということで今手続をしている段階です。

○北野委員

核兵器の有無については、これまで外務省と札幌にあるアメリカ総領事館に照会していますが、これは今回はもうやったのですか。

○総務部長

外務省に対しまして、ただいま６月13日付けで照会をしているところであります。

○北野委員

アメリカ領事館は。

○総務部長

これも、一応、外務省の確認、動向によって領事館に照会するという形になっていきますので、領事館に対しては、まだ文書照会してございません。

○北野委員

これは、私が一番最初に次長の答弁に対して指摘したことが私は当たっているというふうに思いますので、そんなことはないという言葉だけで逃げないでいただきたい。

次、今回の29日付けのバース手配の依頼書については、2年前、ピンセンスの港湾施設使用を市長は断った。その後、小樽市に入港予定として照会があったのはジョン・Ｓ・マッケインです。これは例の「えひめ丸」ですか、宇和島高校の水産船が原潜に衝突して沈没したという、そういう衝撃的なことでこれは自主的に辞退した。これは北海道全体に入る予定が辞退された。

その後、今回のカーチス・ウィルバーです。そのとき、ピンセンス、キティホークまでは、海上保安本部からの依頼はバースの手配というふうに書いていたのですが、ジョン・Ｓ・マッケインと、今回はバースまたは錨地の手配と錨地が新たに加わっています。

この変化について理事者側はどういう見解をお持ちですか。

○港湾部長

バース手配の依頼書の表記の部分でございますけれども、確かに、ジョン・Ｓ・マッケイン以降、依頼書の中に錨地という表現が加わっておりますけれども、表記上の問題について、小樽海上保安部に確認をいたしましたところ、本庁からの連絡、本庁といいますと海上保安庁でございますけれども、本庁からの連絡に基づき対応した、文書表現をした、こういうことでございますので、これ以上の理由につきましては、私も承知しておりませんし、また、申し上げる立場にない、こういうことでございます。

○北野委員

港湾法の第2条で言う港湾施設というのは列挙されていますが、バース並びに錨地というのはどういう表現で書かれていますか。初歩的なことですが、教えてください。

○（港湾）港政課長

まず、錨地につきましては、第2条の第3、第2条の第5項になりますけれども、水域・施設の中での泊地及び船だまりという形になるかと思います。

それから、バースにつきましては、同じく第5項の第3、係留施設という形になってございます。

○北野委員

これについて、本庁からの連絡に基づいて、そう対応したという話でコメントできないと言うけれども、これはアメリカの艦船が、港湾管理者の意向がどうあろうと、どうしても入りたいという意思表示の表れでないですか。バースがあいていないと言われたら、それで終わりなのだから。錨地があいているじゃないか、船だまり、それから泊地、これはあいているのだから入れろと言われたら入れざるを得なくなるわけですから、そういう立場から、米艦の寄港を地方港湾でどうしても実現したいというアメリカの表れではないですか。それに海上保安庁が、日本政府が協力したから、こういう変化になったのではないですか。その見解を聞いているのです。

○港湾部長

海上保安本部に聞いたところは、さきほどご答弁申し上げたとおりでございます。

どうしても見解うんぬんということになりますと、時系列的に言えば、確かに2年前の10月、ピンセンスが一般商船を優先するという小樽港の商業港の機能確保のため、ピンセンスが港湾区域外に停泊した、こういった事実の後のジョン・Ｓ・マッケイン以降、錨地という言葉が入っています。

ただ、どうしても小樽港に入港させたいがためという意味のご質問でございますけれども、時系列に言えばピンセンスとジョン・Ｓ・マッケイン、そして今回のカーチス・ウィルバー2隻について錨地の表記が出てきているということでございます。

○北野委員

だから、この問題については、小樽港に1万トン近い米艦が入る場合、喫水との関係でどこどこのふ頭の何番バースが対象になりますか。そんなにないと思いますよ。

○（港湾）港政課長

勝納ふ頭で申しますと１番、中央ふ頭で申しますと４番、それから港町ふ頭で申しますと２番と３番バース、合計で四つになります。

○北野委員

四つしかバースは受け入れる条件がない。だから、ここはふさがっていると言われたら、それまでだから錨地が加わったということです。

これはさきほど私が心配した、何としても小樽に入りたい、こういうことでやってきていることだということでしょう。

ところで、２年前の４定で我が党の古沢議員から指摘されたビンセンスの法違反、条例違反の上陸の問題にかかわってですが、あのときは、海上運送法のどの条項を適用してああいう事態になったのですか。

○（港湾）港政課長

当時、海上運送法が改正されたばかりでございましたけれども、改正後の海上運送法で申しますと、本来であれば第20条の第２項に該当するという形であったかと思います。

○北野委員

ところで、伺いますが、今回、２年前の我が党の指摘で市長の、私も改めて第４回定例会の議事録を読み直しました。そうしたら、やはり法律違反という表現でそれは認めているのです。

しかし、国が、行政機関がそうやってやったのだから仕方ないという態度をお取りになったのです。それで、そういう問題がにっちもさっちもいなくなったから、今度、運輸局が、全国の通船業者に対してどういう指導をやりましたか。

○港湾部長

ただいまの件につきましても北海道運輸局に照会をいたしました。

さきほど答弁を申し上げたとおり、ちょうど２年前の10月１日に法改正がなされた。海上運送法の法改正がなされたということで、同年の年末から翌年の13年にかけて通船業務に関連するだろう会社に対して、不定期航路事業を営む可能性のあるところについては、そういった届出をしておくようにといった助言をしたものだ、こういった回答がございましたので、具体的な道内のほかの港うんぬんと、指導うんぬんという言葉がありましたけれども、そういった意図については具体的には承知しておりません。

○北野委員

結局２年前、港湾施設使用を断られたビンセンスの乗組員を、法違反、条例違反をやって勝納ふ頭に上陸させた、このことは明白な法令違反だったのです。

だから、同じようなことが繰り返されたら困るから、運輸局が全国の関連業者に、いわゆる不定期航路事業の届出の条項に基づいて、海上運送法の20条の第２項で、あらかじめこの届出をしておきなさい、そうすると１か月前の条件をクリアできるから、いつでも運べる、ということなのです。

だから、これは明らかに我が党が２年前の第４回定例会で指摘した海上運送法違反、それから小樽市の港湾管理使用条例違反ということを、また行われたら困るということで、もう防護策です。これをあらかじめ張ったのです。

だから、２年前、我が党が指摘した法令違反、条例違反というのは、これは当然であって、運輸局自体が、こういうことをとったということは法令違反を認めたからなのです。そういうふうには思いませんか。

○港湾部長

２年前のビンセンスの沖がかりに伴って、通船業務等がありまして、その際も運輸局の方に私どもは確認いたしました。

運輸局からは、ビンセンスの沖がかりによる通船事業が30日前には知り得ない事情があるという特殊性もあり、また、受け付けないで申請を認めなかった場合の影響や緊急性等も考慮し、受け付けるとの行政判断をした、こう

いう回答をいただいています。当時、権限ある行政庁である運輸局が、こういう判断をしたということでありま

○北野委員

それは苦し紛れです。この前、議論をしましたけれども、総務とやり合いましたけれども、小樽の港湾に米艦が入港する場合の特権というのは、日米地位協定の第５条で言われている二つしかないのです。入港料を課さないで入港できる、水先案内人を乗せなくてもいい、この二つだけなのだから、この二つは日米政府間の約束です。

だから、米艦が入った場合の係船料その他を防衛施設局が全部かわって小樽市に支払っているわけでしょう。小樽市は地方自治体が拘束されていないからです。このことは明白なのです。

だから、この日米地位協定に照らしても、法改正の直後であったこともありまして、海上運送法の20条の第２項に不定期航路のことで30日前という条件をクリアしていない。だから超法規的にやったのです。だから、それをよしとできないものだから、今回の措置をとったということだけは指摘しておきます。

ところで、港湾部に伺いますが、海上運送法20条第２項に違反した場合は、罰金はどうなっていますか。

○（港湾）港政課長

申しわけございません。ちょっとそこまでは調べていません。

○北野委員

海上運送法に書いてあるでしょう。時間が遅いから、私の方から言います。

50条にこう書かれています。次の各号の１に該当するものは100万円以下の罰金に処すると書いているのです。そして、その19に第20条第２項の規定による届出をしないで、または虚偽の届出をして、人の運送をする不定期航路事業を営んだ者は100万円以下の罰金なのです。そういう罰金を課せられるような違反を、あなた方は見過ごしていたのです。

これを我が党に指摘されて、全国で起こったら困るから、こういう措置をとったということは経過に照らして明らかなのだということは指摘をしておきます。

次、カーチス・ウィルバーはアーレイパーク級艦船でありますけれども、カーチス・ウィルバーの性能、これについてはどう認識されていますか。

○総務部次長

カーチス・ウィルバーの性能でございますけれども、一応、アーレイパーク級の、そういったクラスの中に含まれてございます。

いろいろな資料によって異なるのですけれども、今はたまたま国から聞いたような、例えば排水量が9,100トンとかと聞いておりますけれども、資料によっては満載排水が8,420から9,230トンだとか、あるいは全長が153メートルから155メートル、全副が20.4メートル、それから主機というのはエンジンですけれども、ガスタービンエンジンが４基というふうになっています。

それから、機関出力が10万5,000馬力、速力が32ノット、それから兵装といたしましては垂直発射機だとか、そういったさまざまな装置がございます。

それから、搭載機としては、SH-60ヘリコプター２機、乗員としては、これも我々が国から知り得ているのは228名というふうになってございますけれども、資料なんかを見ますと、例えば士官が二十数名プラス最大可能乗船人員としては三百数十名とか、資料によって、そういったさまざまな数字がございます。以上です。

○北野委員

我が党が要求してジェーン年鑑からの抜粋の翻訳の概要が資料として出されています。３ページにわたることで、今、次長がおっしゃったことのほかに、戦闘手段の装備等についても詳しく書かれているわけです。

このとおりということで理解してよろしいですね。今あなたがおっしゃったことは、そこから答えていますね。

○総務部次長

数字に若干の違いはございますけれども、基本的には軍事年鑑として非常に権威のあるジェーン年鑑から引用してございますので、先般、当委員会に提出させていただいた資料で理解していただいて結構だと思います。

○北野委員

この中に巡航ミサイルトマホークが積まれていることが記載されていますが、巡航ミサイルトマホークの性能についてどう承知されているか、説明してください。

○総務部次長

提出資料にも記載してございますけれども、まず初めに、これはジェーン年鑑の2000年から2001年版でございまして、それによりますと、カーチス・ウィルバーに搭載されているトマホークミサイルとしましては、地形照合誘導による速度マッハ 0.7で、射程 1,300キロのトラムCとD、それから射程 1,853キロのトラム、T L A M CブロックCと、それから、そのほかに通常弾頭について記載がされてございます。

それで、このT L A M - Cは地形照合誘導システムの補助として衛星利用測位システム、いわゆるG P Sを利用して巡航して、半数必中界、これは発射したミサイルの50%が命中する円の半径という意味ですけれども、これが10メートルであるというふうに記載されてございます。

なお、補足をいたしますけれども、アメリカ海軍のホームページなんかによりますと、トマホークミサイルは全長5.56メートルでブースター付きの場合は6.25メートル、それから重量が 1.315キログラムで、ブースター付きの場合は 1,587キログラム、直径 51.8 センチメートル、翼長2.67メートル、それから速度としては時速 880キロメートルで、誘導装置としては、今申し上げましたような誘導装置と、それからB C M Cといいますか、標的の写真を記憶させて、実際にミサイルから撮影される映像との照合で目標を誘導するシステムなんか、こういったものが、その機能としてあるというふうになってございます。

○北野委員

いろいろ答弁されましたけれども、このジェーン年鑑からの抜粋、私は英語がわかりませんから、あなたの方の出された資料を前提にして質問しますが、この資料の中に、海洋発射巡航ミサイルS L C Mの説明に核兵器について触れられていないのは、どういうわけですか。

○総務部次長

その理由と申されましても、ジェーン年鑑に記載されていないということですので、私どもとしても、その辺の理由についてなぜかということは承知していなというところでございます。

○北野委員

そういうふうに逃げ込んだらだめさ。あなた方の答弁は、ジェーン年鑑にないことも今までずっとしゃべってきただけでしょう。都合が悪くなると、ジェーン年鑑に逃げ込むなんてだめだ。

総務部はこれまで、藤島総務部長の時代のことですが、このとき、アメリカの艦船には核兵器は積まれていないと言っているのだ。領事館に行ったら、そうやって言っていましたということはキティホークのときだって答弁しているでしょう。

だから、あなた方がそういうふうに答弁する根拠というのは何ですか。

○総務部次長

ただいまの点に言及してお答えということでご理解をいただきたいと思いますけれども、これは1991年の9月、今のアメリカのブッシュ大統領のお父さんのブッシュ大統領の時代に、この9月にアメリカの核戦略の転換を意味するような声明が発表されております。その中を引用いたしますけれども、この中で、米国は洋上艦、攻撃潜水艦、地上配備の海軍機からすべての戦術核兵器を撤去する。これはすべての米艦と空母搭載の核爆撃機から核トマホーク巡航ミサイルを撤去することを意味する。

要点は、平時には、我々の艦船は戦術核を保持しなくなることだというふうに声明で発表されております。

したがって、都合が悪いから言わなかったのではなくて、この辺から見ましても、ジェーン年鑑を判断の上、記載していなかったのかというふうに思います。

○北野委員

その答弁は、半分はそうだけれども、あなたはアメリカ大使館の代理で答弁しているのと同じです。

それでは総務部にお尋ねしますが、アメリカが、ソ連がまだ存立した時代から、核兵器の削減についてさまざまな交渉や合意が得られてますけれども、いわゆる巡航ミサイル、あるいは弾道弾ミサイル、これにかかわっての削減はどういう経過をたどりましたか。あなたがさきほど言われたブッシュ大統領の声明です。それだって実行したかどうかはわからないのです。

○総務部次長

この中で、当時1991年の9月というのは、ちょうど8月にゴルバチョフ大統領の幽閉だとか何かで政変がありました。その後、新たな体制ということで、結果的には、91年の末にソ連邦は崩壊したわけですが、そういう前段の経過の中で、ブッシュ大統領が声明を発表しているわけです。

今のお話の中に触れますけれども、例えば、ゴルバチョフソ連大統領と私は今年7月戦略兵器削減条約に調印した。あるいは、この中で、一つに、緊張をさらに緩和するため、私は、すべての戦略爆撃機に直ちに厳戒配備体制を解くよう命ずるであるとか、二つ目として、米国はスタート条約、今の戦略兵器削減条約ですが、削減が予定されているすべての弾道弾ＩＣＢＭの即応警戒体制を解く条約が批准されれば、実施完了の7年間を待つことなく削減を速めるであるとか、三つ目としては、小型のＩＣＢＭと大型のＩＣＢＭ、これらの移動方式への転換を中止するだとか、そういった中で、さまざまな声明が発表されております。

なお、これについては、当時のソ連のゴルバチョフ大統領とも話をし、あるいは、まだ当時、ロシア共和国の大統領でございましたエリツィン氏にも話をしたというふうに、この声明の中では触れられております。

○北野委員

それをもって、今回入港予定のカーチス・ウィルバーには核兵器は搭載されていないという根拠なのですね。

○総務部次長

これも一つのといいますが、今の質疑のやりとりの中での私の答弁ということでございます。

しかし、小樽市としては、いわゆる外務省に対して核兵器の搭載の有無についての照会をいたします。

加えて、米国総領事館に対しても、それに対するお答えは求めます。それらを踏まえて、いわゆる核兵器は当該艦船には搭載されていないかどうか、この辺を踏まえた中での判断をするということでございます。

○北野委員

今の問題は、私が指摘したように、市長が今度入港予定のカーチス・ウィルバーに核兵器を積んでいないということを小樽独自の判断の一つの根拠にしようとしていることは明らかです。

そこで、指摘して答弁を求めますけれども、1987年に核弾頭専用巡航ミサイルが廃棄された条約は何という条約ですか。1987年です。これが土台になっているのです。

○総務部次長

申し訳ございませんが、それについては承知しておりません。

○北野委員

こういう抜け穴だらけのあなたの方にとって不利な条約については知らぬ顔をするわけだ。私の知らないことをととうとう一方では述べながら、肝心なことになると逃げる。

1987年12月に米ソ間で調印されたＩＮＦ条約というのがあるのです。中距離ミサイルの運搬手段の削減の合意です。

このときに、いわゆる艦船に積まれているものは対象にならなかったのです。米ソ両国が所有している中距離ミサイルです。これは走行距離が 500キロから 5,500キロの間の核弾頭の運搬手段です。地上発射ミサイルだけが全廃されたのです。これによる核弾頭の削減の数は総数のわずか 3 % です。

そして、海洋発射ミサイルや空中発射ミサイルは廃棄の対象から外されたという重大な問題点を残したのです。こういうのがまず土台にある。

続いて、あなたが言われた1991年のソ連の崩壊の前後を受けて、アメリカがさまざまな理由から核戦力削減計画というのをやらざるを得なかった。この削減計画で海洋発射ミサイル、つまり艦船に積まれている海洋発射ミサイルのうち核弾頭装備型ミサイル、いわゆる核弾頭だけを積んでいるトマホークは廃棄することになったのです。あるいは撤去することになった。

しかし、これは、平時には艦船から撤去されるというただし書きがあるのです。戦争になったら、もとに戻すということです。だから、このときに非核両用のトマホークは撤去されていないのです。こういうことについては、どういう考えをお持ちですか。

○総務部次長

どういうお考えかと言われても、アメリカの担当者でないので。

○北野委員

核兵器が積まれているかどうかという肝心なことに対して、あなた方の見解を聞いているのです。

○総務部次長

そういう意味では、確かに関係の資料などを読みますと、今のアーレイバーク級のタイプのトマホークには、非核両用といいますか、弾頭の状況によって取替えができるといいましょうか、そういったもののミサイルの搭載はされているということは書いてあります。

○北野委員

あなた方だってインターネットで引っ張ってさまざまな資料を入手しているのでしょうか。私が指摘するのもインターネットで引っ張った資料から引用しているのです。とにかく、あなた方の立場というのは、インターネットで引っ張って、自分らに都合悪いものは、こっちから指摘されるまで絶対に答弁しないのだ。言われれば、そういうのもあると認めるわけでしょう。

とにかく核兵器を積んでいるという事実を隠そう隠そうという態度はだめです。注意しておきます。

そこで、伺いますけれども、艦船の核兵器について、これまでアメリカ総領事館に問い合わせた回答はどういうものですか、正確にお答えください。

○総務部次長

資料として持ってきておりませんけれども、正確ではございません。お断り申し上げますけれども、正確ではございませんけれども、ただいま申し上げましたブッシュ大統領が1991年の9月に発表した声明の、いわゆる米国は洋上艦、攻撃型潜水艦、それから地上配備の海軍機から、すべての戦術核兵器を撤去するというようなことがまずありまして、ただし、個々の艦船については議論しない、こういうようなものをつけられてございます。

○北野委員

ただ、アメリカ政府の公式見解を総領事館がいつも同じことを繰り返しているのです。だから、一般的にはアメリカの艦船には戦術核兵器は積んでいません。ただし、個々の艦船について積んでいるとか積んでいないとか、そういうことについては触れないという態度なのです。だから、そういうふうに言うのは積んでいる可能性があるからです。

ところで、アメリカが、さきほど指摘した非核両用の海洋発射巡航ミサイル S L C M を使って湾岸戦争で通常弾頭を装てんしてイラクを攻撃しました。あなた方は、この命中率は何%というふうに承知していますか。

○総務部次長

お答えになるかどうかかわからないのですが、NPOのアメリカ科学者連盟というものがございます。

これは、いわゆる原爆の計画をしたマンハッタン計画に参画した科学者が、いろいろな意味での反省から、そういった連盟をつくって活動してございます。現在もございますが、ここのホームページによりますと、1995年のボスニアと1996年のイラクの両攻撃において90%以上の成功率があったというふうに記載されてございました。

○北野委員

ところで、私は、非核両用型に核兵器が積まれているというふうに判断しているのですが、その核兵器の破壊力について、あなた方は調べたことがありますか。広島に落とされたリトルボーイとの比較でもいいですし、長崎でもいいです。

○総務部次長

いわゆる非核両用型という、通常の場合と、あるいは核弾頭を搭載するという場合だと思うのですが、

○北野委員

核兵器を搭載した場合のさ。

○総務部次長

これもアメリカ科学者連盟のデータなのですが、これについてはW80となっております。それには200キロトンというふうに記載されてございます。

○北野委員

それだけでは破壊力がわからないのさ。イメージがわからないのです。200キロトンといたらどれぐらいの破壊力があるか、広島と比較して述べてください。

○総務部次長

数字で言うのは何だと思うのですが、広島に投下された原子爆弾は、放射能研究所というのが広島と長崎にございますけれども、その資料によりますと、いわゆる広島に投下された原爆の威力はTNT火薬で約15キロトンに相当するというふうになってございます。もう一方が200キロトンということでございます。

○北野委員

だから、破壊力で言えば広島型の原爆の10倍以上です。

しかし、その破壊力がそのままストレートに比例するわけありませんから、私は、以前に当委員会でもそうでしたけれども、小樽市の市販の地図にコンパスで書いて、もし広島型の原爆が中央ふ頭で間違えて破裂した場合、どういう影響があるかということは皆さんにお示ししたとおりです。

しかし、これは15キロトンの広島型を想定した場合で指摘したのです。今度は200キロトンですから10倍です。そうすると、小樽の面積に換算すれば、広島で、いわゆる全壊全焼地域、あるいは全焼全壊地域ですが、これは半径2.5キロに及んでいるのです。一切のものが消滅してしまったのです。こういう比較で仮定すれば、小樽はどれぐらいの被害を受けるというふうになりますか。

○総務部次長

公式の場で、私がこれぐらいだと申し上げることはちょっとできないのですが、いわゆる広島、あるいは今、委員がおっしゃったように、全壊全焼が2キロです。建物の全壊部分が2.5ぐらいというふうに押さえているのですが、ですから、同じようなものであれば、爆心地から半径それぐらいのものについては全壊・全焼の地域になるでしょうし、ただ、私は、搭載していないと思っておりますけれども、仮にそういった200キロトンのものが落ちた場合どうかというと、委員から今お話がございました単純に面積は、その10倍なら10倍になるものではございません。立体的に、その威力というのは分散するとか広がりますから、計算はまた別にあるようですが、それなり相当の面積的にも地域は多くなるのかなというふうには思います。

○北野委員

私がインターネットで引っ張った中で、これは理事者側だって入手されていると思うのですけれども、インターネットでちゃんと書いています。破壊力10倍の場合、面積に換算すればどれぐらいになるかということは書いてあるのです。

だから私は、脅しに使うのではなくて、そういう艦船に搭載されていると思われる核兵器が間違っって破裂した場合、大変なことになるのですから、だから積まれていると思われる核兵器が間違っって破裂した場合、小樽市にどういう被害を及ぼすかということぐらいは、あなた方、これだけ毎回毎回議論しているのだから、地図ぐらいつくっておきなさいよ。ここに張り出すぐらいのものをつくらなければだめです。これは予告しておくから、この次までにそういうものができなかつたらうまくない。

ここでインターネットから引っ張っていけば、10倍の破壊力だったら、広島原爆の全壊面積、全焼面積の2.15倍の面積を破壊できると書いてあるのです。だから、半径は広島の場合は2.5キロぐらいは全焼・全壊地域になってしまいましたけれども、それが2.5倍だからといって2キロ半が2.5倍になるとは思わない。

私は、数学は余り得意ではありませんけれども、破壊力10倍の場合、破壊面積は破壊力の3乗根に比例することになると書いています。技術者がいっぱいいるから、土木部でもいいですし建築都市部でもいいから、この場合、3乗根に比例するというふうになれば、小樽市はどれぐらいの被害を受けることになりますか。数学に強い人がいるのだから、すぐ計算できるでしょう。

○総務部次長

具体的な地域はわかりません。

それで、広島の場合、これは戦後すぐ広島市役所が調査した結果なのですけれども、原爆が市街地のほぼ中心で爆発したことで、建物の85%が爆心地から3キロメートルの範囲内にあったために、そういう意味では被害は市の全域に及び、建物の90%以上が焼失または破壊されたというふうになっています。

ただいまお話がありましたように、破壊力の3乗根に破壊面積が比例するとありますけれども、200キロトンの場合でも、そういった意味では2倍強ぐらいの、そういったもののいろいろな資料なんかを読みますと、広島は2倍強の面積ぐらいに被害は及ぶかなというふうには思います。

○北野委員

それだけではない。面積でいえば2.37倍、半径で言えば、広島は2.5キロ以内でしたけれども、小樽の場合、トマホークが間違っってやった場合は半径3.85キロメートルです。約4キロ近い半径が全焼・全壊になるということですから、小樽市街は大変な事態になる。

こういう恐ろしい核兵器が積まれているかもわからない米艦に対して、毅然とした態度をとれない市長の政治姿勢はいかがかと思うのです。

この間の市長の態度を見ていますと、総務部が領事館に出向いたり市長が出向いていますけれども、そこでどういうことを領事館に要請してきましたか。

○総務部長

従来から、小樽港に対する米艦船の入港が多数あるといいますが、道内他港と比較しても、ある面では突出している部分があるだろうということ、それから、そういうものに関して市民間でいろいろな議論もあるし、いろいろな意見もある団体もあるという部分です。

それから、今、国会で議論されている有事法案絡みの関係でも、いろいろな市民の間で意見があつたり不安もあつたりという部分もあるという中で、時期的なものも含め、再考をしていただきたいというお話をしたところであります。

○北野委員

だから、この点では一步前進だとは思いますが、しかし、小樽が異常に突出しているから再考を促しているというだけの話です。

あなた方は、核兵器の危険については何も指摘していないでしょう。そういう態度では、市民の安全を守るべき市長の責務を果たしているというふうには言えないと思うのです。

だから、私は、毅然とした態度でカーチス・ウィルバーの港湾施設使用を断るべきだということは要求しますが、市長の見解はいかがですか。

○市長

米艦船の寄港に当たりましては、従来から対応をしまいいりましたけれども、今回も同様の対応をしていきたい、こう思っています。

領事館の方には、そういった申出をいたしましたけれども、領事館の方では、ぜひ入港させてほしいという要請もありました。

したがって、私どもとしては、外務省に対しまして現在照会をしておりますけれども、核兵器の搭載について照会をしております。

さらに、現在、港湾部の方においては商船の入港状況の確認もいたしております。そんなことをトータルで勘案して、最終的に検討したいと思っています。

○北野委員

1982年の第２回定例会で核兵器廃絶平和都市宣言が満場一致で採択になっています。

それで、本市のこの宣言に照らせば、米艦船の港湾施設使用を拒否することは当然だと思うのですが、まず、この核兵器廃絶平和都市宣言の内容に即して、本文のポイントはどこにあるというふうに認識されていますか。

○総務部次長

本文の中では、広島、長崎のそういった惨事を繰り返してはいけないという強い決意、総意、しかしながら、まだまだ世界の中では核戦争反対の願いをよそに、核兵器の開発だとか核軍拡競争が進んでいっている。

こういった中で、日本としては、世界唯一の被爆国であるということを被爆国民として核の使用禁止だとかを積極的に訴えていくような崇高な責務を負っているのだというような中から、非核三原則の完全実施と核兵器の廃絶を求めるような都市となるように宣言するということで、いわゆる広島、長崎の惨事を踏まえて、核兵器のない世界の恒久平和を希求するため、議会の皆さんの総意として決意を示されたものだというふうに理解をしております。

○北野委員

その中にある非核三原則が、今、国会でも大問題になっていますけれども、非核三原則の三つというのは何々ですか。

○総務部次長

核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず。

○北野委員

小樽に即して言えば、持ち込ませずということが非核三原則を守ることになるわけです。そうでしょう。

○総務部次長

まあそれに該当すると思います。

○北野委員

まあそれにという、そういういい加減な答弁ではだめです。そのものでしょう。

だから、非核三原則に照らして、小樽市に核兵器を持ち込ませないということは市長が再三言っているのです。非核三原則は守る、国是だと何回も答弁しているのです。

だから、これが破られるということは認められないということなのだから、そういう点で、市長以下の理事者側

の態度というのは、いわゆる核兵器の削減その他の経過に照らして、正確な認識ではない。しかも、インターネットでさまざまな情報を入手していながら、我が党が質問で攻めてくるようなところをあらかじめ予測して、指摘されるまで答えない、そういう姿勢は、結局、核兵器を持っているということを隠して米艦が入っても、外務省あるいは領事館がそう言っているのだから、持っていないのだというところに逃げ込む、そういう態度です。

だから、小樽市独自にやるとすれば、そういう一連の経過を踏まえて、小樽市として判断する。結局は、最後は外務省やアメリカ総領事館の態度を見て決めるのだから、そういうことではだめだということだけは指摘しておきたい。

市長に最後にお尋ねしますが、私が指摘したトマホークに積まれている核兵器の破壊力、これは決して大げさでなくて、インターネットその他でさまざまな団体・研究者が共通して指摘しているし、それから広島、長崎市の調査、市政要覧、こういうものにも明確に書かれているのです。

だから、そういう点に照らして、小樽市に核兵器が持ち込まれるという可能性がある場合は、毅然とした態度で臨む必要がある。核兵器が、アメリカ総領事館から個々の艦船については明らかにしないということであるから、なおさら非核証明書の提出を求めれば一目瞭然です。リトマス試験紙みたいなものですからね。そういうことについて改めて市長の見解を伺います。

○市長

ご承知のとおり、日本は非核三原則というのを国是としているわけですから、その国是が守られているかどうかを、私どもとしては国に対して求めてるわけでございまして、その結果に基づいて判断をさせて、もちろん核兵器廃絶という精神は、これからもぜひ堅持していってもらいたいと思いますし、私どもとしてもそう思っております。

○委員長

北野委員に申し上げます。かなりオーバーしておりますので、よろしくお願いします。

○北野委員

かなりって何分。

○委員長

もう倍以上になっています。（「30分超えている」と呼ぶ者あり）

超えています。ご協力をお願いします。

○北野委員

久末委員長、それはないんでない。

私は、久末予算委員長の議事さばきは控え室で放送で聞いていました。非常に若々しいお声で議会を運営されている。

今日、私がここに来て、そう感じたのですが、同じ野党の斉藤（裕）委員に対しては、40分になるまで一言も注意していないのです。随分、また同じ野党でも差別をするのですね。そういう不公平なことはいかがというふうに思います。予定された質問は、そんなにありませんから続けさせていただきます。

石狩湾新港の14メートルパスについて

次に、石狩湾新港の14メートルパスに関して質問します。

資料を出していただいておりますが、これについて説明をいただきたいと思うのですが、一つ目、木材を苫小牧から石狩湾新港に輸入港を変更するシフトした場合に、関連大手資本は運賃で年間どれくらい利益を得ることになるか、最低と最高でよろしいですから、陸運局の運賃の基準表に基づいてお答えください。

○港湾部長

資料に基づいて具体的な数字をご報告する前に、この資料作成に当たっての前提といたしますか。

○北野委員

それは知っているからいい。そんな余計なことを言わなくても。

○港湾部長

そんなことで、現実的にはなかなか仮定ができないというか。

○北野委員

私も、そんなことぐらいは承知しているから、わかりやすくするのに、そういうふうにしたただけだから、資料について説明してくれと言っているのだから、聞かれたことに答えてください。

○港湾部長

木材を苫小牧から石狩湾新港に輸入港を変更するということで、木材については全量ということで、非常に考えづらい想定なのですが、この仮定に基づき試算いたしますと、最低で、表にありますとおり29億 7,000万。

○北野委員

それは20トン車で運んだ場合でしょう。

○港湾部長

そうです。

○北野委員

10トン車、20トン車別、ここに出ているとおりでしょう。

○港湾部長

はい。その10トン車で最高で79億 5,000万、こういった数字になると思うのです。

○北野委員

部長が言われるとおり、私も全量シフトするということはないと思います。しかし、石狩湾新港の14メートルバースの目的を、そういうふうに書いているから、私は聞いているのです。建設の目的が、そこにあるというふうにはっきり書いているわけです。

それで、最大で10トン車で運べば79億 5,000万の運賃の節減になる。全量ではないから、そこまではいかないと私は思います。そういうことを部長は注釈で言いたかったのだらうと思うから、私もそれは承知しています。

ところで、港湾部に伺いますが、石狩湾新港で、ここ何年間か北洋材が一つも入港されていません。13年、12年、11年は入港ゼロでないですか。私の認識は違いますか。

○港湾部長

確かに石狩湾新港、東港で扱う建前になっているのですが、ここ数年、北洋材は入ってきてございません。

○北野委員

小樽に入っているのでしょうか。

○港湾部長

基本的には小樽港と新港、それぞれ原木、北洋材、南洋材ですが、調整しながら入るという建前になっているのですが、北洋材については小樽港に入っております。

○北野委員

古い話で恐縮ですが、石狩湾新港がつくられるときに、木材については南洋材の原木は小樽港、北洋材は石狩湾新港ということで機能分担したのです。

我が党は、こういう区分けについては意味がないということで反対しましたが、当時の自民党の皆さん方が、当時の稲垣市長、続いて志村市長のもとで、これを遂行してきたのです。

石狩湾新港で北洋材を機能分担で輸入すること、扱うことになっていたにもかかわらず、何でもここ3年間ゼロなのですか。どういう理由でそうなっているか、改めてお答えいただきたい。

なお、これは議員定数特別委員会で聞いたのです。これは税金の無駄遣いにかかわってですから、一般新聞にも

載っているわけですから、正確に答えてください。

○（港湾）港湾振興室小林主幹

原木の輸入につきましては、小樽港と石狩湾新港の機能分担の行い方からも両港で取り扱うということになってございます。

○北野委員

いやいや違うよ。両港でないよ。南洋材は小樽、北洋材は石狩湾新港と機能分担したのだよ。両港で扱うなんて書いていないよ。

○（港湾）港湾振興室小林主幹

新港の場合は、原木につきましては、砂が飛んで木の面に砂が埋まって、加工の際にこの刃が傷みやすいですとか、またさらに、風が強く、木材が乾燥し過ぎて損傷があるというようなことがございまして、荷主サイドにおきましても、どちらかという小樽港を選んで取り扱いたいということを聞いております。

○北野委員

木材について、そういう弊害があるからということで製材会社の人たちの苦情もあって、北洋材は、この３年間一つも石狩湾新港で取り扱われていないのです。それにもかかわらず、水深14メートルバースをつくるのは、石狩湾新港で原木を扱うから、そういう理由をつけて 337億円の税金を使うということについて、あなた方は何の疑問も感じていませんか。これについては、副管である小坂助役からお答えいただきたい。

○助役

今、運賃の話は別にしまして、14メートルバースの 337億の施設が不要でないかというような趣旨だと思いますけれども、これにつきましては、私どもも機会あるごとに意見は述べさせていただいております。

基本的には、新港の港湾施設の計画といたしますが、そういったものについては小樽市としては、了承といたしますが、承諾しての事業の推進でございますので、ただ、いずれにしても、緊急性といたしますが、必要性等を十分考慮した中で、母体負担の増額につながらないような事業の平準化については、特に強く要望しているところでございますから、今後もそういった点で小樽市としてのスタンスを強く発言し、要請していきたいというふうに考えておりますので、今この14メートルバースの工事についての賛否につきましては、もちろん基本的な考え方は了承しているわけですから、工事の進行についてはやむを得ないというふうに思っていますから、繰り返しますけれども、あとは事業の平準化、将来の母体負担につながらないような配慮をぜひしてほしい、そういうスタンスは、これからも続けていきたい、こういうふうに思っています。

○北野委員

聞かないことに答えてもらったら困るのです。

今、苫小牧港で木材の原木、製材、チップ、年間、どれぐらい輸入されています。

○（港湾）港湾振興室小林主幹

全体で原木、製材、木材、チップ合わせまして 518万トンとなっております。

○北野委員

518万トンも扱われているのでしょうか。そのうちの大部分を陸送運賃の軽減で新港にシフトする、これが新港の14メートルバースの建設の目的なのです。石炭はまた後で言いますけれどもね。

ところが、さきほど指摘したとおり、石狩湾新港は砂あらしが強くて役に立たないということで3年間も木材を扱われていないのです。そこへ何でまた、そんなふ頭をつくる必要があるのか。こういう税金の無駄遣いはやめるべきだということは指摘しておきます。

ところで、小樽港の活用の問題について伺いますが、13日付けで運賃の比較表を出していただきました。江別、砂川まで、江別というのは王子製紙の江別工場、砂川は北電の火力発電所、そこまでの木材、石炭の運賃の比較、

小樽港と苫小牧港の陸送運賃の比較が資料として出されています。

石狩湾新港にシフトするより若干高上がりになるけれども、苫小牧から運ぶよりは小樽から運んだ方が運賃が安いというのは、陸運局の計算表に基づいていっても確かでないですか。どれぐらいの効果がありますか。

○（港湾）港政課長

それぞれどのぐらいの量で計算するかによりますけれども、議員特別委員会などで出ております資料などをもとにいたしますと、10トン車でいいますと、江別までですと最大で11億 8,000万、20トン車でいきますと4億 5,000万。砂川までいきますと10トン車で最大8億 3,000万、20トン車で一番少ない場合でも2億 5,000万です。

○北野委員

だから、今、港政課長が答えたように、小樽から運んだ方が苫小牧から運ぶより陸送運賃が大幅に軽減になるのです。それに小樽から運べば、新港に337億円もかけて、莫大なお金をかけて税金の無駄遣いする必要がないのですから、ここまで明白なことを小樽の港湾管理者の市長は、もっと小樽の港を活用できるような抜本的な政治姿勢を確立していただきたいというふうに思うのですが、我が党の要求に対し、提案に対して、どういう感想をお持ちですか。

○市長

今の苫小牧の荷物をという話がございましたけれども、経済の物流の中で荷物が動いているわけでございまして、それを小樽にということで簡単に話のつく問題ではないと思います。

したがって、私どもとしては、何とか小樽港の貨物の取扱いが増えるようにということで、いろいろなポートセールスをしておりますけれども、引き続き、ぜひこの港が活用されるように、これからも努力をしていきたいと思っています。

○北野委員

こういうことを市長として、経済のことだからといって、流れに身を任せるような立場でなくて、毅然とした態度をおとりいただきたいということを強く要求しておきます。

最後ですが、小樽港を活用すれば、本市にとってどんなメリットがあるかについて3点だけ伺っておきます。

一つは、石炭と木材の輸入が増えれば、全量とは言いませんが、小樽港の港湾使用料などは幾ら増えると推定しているか。

二つ目、その雇用効果について、港湾労働者は、今機械化されているとはいっても、港湾労働者が何人増え、賃金収入に換算したら幾ら増えるか、平均値でいいです。

3点目、本市の1世帯の構成は2.2人ということでありますが、人口は何人の増加となるか。

3点伺います。

○（港湾）港政課長

すべて苫小牧を想定したご答弁というよりも、ある程度、一定の数量が入ってきた場合ということでご答弁をさせていただきますのですが、例えば、これも特別委員会に出ております数字を基に、石炭320万トンほど、原木で335万トンほど、仮に他港でした中で2万7,000トンクラス相当数の船で運んできたというふうに仮定いたしますと、入港料、係船料を合わせて年間約1億ぐらいの収入にはなるのかというふうには考えてございます。

それから、雇用効果でございしますが、取扱量が増えますと、関連する業界なり関連する労働者というのは確かに要るわけですが、一方で、大きな量を取り扱うことによって効率化が図られて機械化するという事情もございします。この辺につきましては、3番目の1世帯当たり2.2人としての人口増にもつながりますが、私どもとしては、試算のしどころのない難しい部分だと思います。

○北野委員

人口担当の企画部は。

○企画部次長

お尋ねの資料ですが、今、港湾部からありましたとおり、単純にプラスアルファの雇用効果イコール定住人口というあたりについては、今ここで数字をお示するという状況ではございませんので、ご理解をいただきたいと思っています。

○北野委員

情けない答弁したってだめですよ。21世紀プランで、人口増のためにあなた方は全力を尽くすということになっているでしょう。けれども、実際にはマイカルを当て込んだけれども、人口増にならなくて逆に減っているわけだから、私が指摘する方に力を入れた方が人口増になるのではない。

私は、新年度予算の予算説明書を持ってきていないけれども、今年の入港料、係船料の合計は幾ら見込んでいましたか。

○（港湾）港政課長

平成14年度の当初予算で申し上げますが、入港料で約 1,800万、係船料で2億 6,600万でございます。

○北野委員

その50%前後の収入が入ってくるのだから、もう少しまじめにやった方がいい。

それから企画部、あなた方だって人口増は実際にはならないから何とかしようと思っているでしょう、市長のブレーンなのだから。もう少し人口増について具体的に、私がこういうことを指摘しているわけだから、これは別な機会に近々伺いますから、ちゃんと用意してください。明日、総務があります。

こういうことをもう少しまじめにやらないと、一体あなた方は何を考えて物をやっているのかというふうに言いたくなります。

だから、マイカルで失敗したからといって、そういうこと言ったらだめだよ。そんな余計なこと答えるななんていったような顔して、見えたけれども。

だから人口増についても、小樽の実際の経済の実態に即して、小樽の持っている機能をフル活用したらどうなるか。そこにもう少しまじめな検討の光を当てていただきたいということをお願いしておきます。

私はまだありますけれども、久末委員長のたっpegご要望ですから、この辺でやめます。

○委員長

ありがとうございました。

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○横田委員

小型船舶の運河係留について

時間も押していますので、5分たったら教えてください。

私の方も港湾部に小型船舶の運河係留についてお尋ねいたします。

さきほどのカーチス・ウィルバーに比べると大分小さいのではないかと思います、ご答弁の方は明確にお願いいたします。

まず、運河に小型船舶が係留されているわけですが、この根拠について教えてください。

○（港湾）港政課長

港湾施設管理使用条例の第3条第3項でございますが、運河護岸を使用する船舶は、小樽港を基地とする漁船、雑種船その他市長が特に認める小型船舶とするという規定がございまして、運河利用をすることができる。

○横田委員

今、課長がお話したように、同条に、運河を使用することができる船舶が書いてあります。漁船、雑種船、その

他市長が特に認める小型船舶とあります。

この中で、遊漁船、いわゆるお客さんを漁場に案内しまして、釣りが中心でしょうけれども、釣りその他の方法で魚類等を採捕させる事業というのがありますが、これに使われる遊漁船というのはどこに分類されますか。

○（港湾）港政課長

今、私、途中まで申し上げましたけれども、市長が特に認める小型船舶という分類に、条項では定めてあります。

○横田委員

小型船舶の遊漁船が係留しているわけですが、係船料金は幾らになりますか。

○（港湾）港政課長

いわゆる船のタイプによってちょっと違いますけれども、いわゆる遊漁船の、昔から言われています日本式の和船タイプのものでございますが、これにつきましては、トン数によって２段階に分かれております。５トン未満のものにつきましては１隻、１か月ごとに６,０００円、それから５トン以上のものにつきましては９,４５０円、これは税抜きでございます。

○横田委員

５トン未満は６,０００円ということですね。さきほど億の話がありましたけれども、６,０００円で少なすぎますけれども、この運河係留に関して、平成８年に、当時のふ頭事務所長でしようかが提案した文書があります。当時の新谷市長ですか、市長が決裁しておりますので、港湾部で市長決裁と言われているそうですが、この文書の趣旨といましようか、これについてお答えください。

○（港湾）港政課長

これは、いわゆる管理使用条例の中にあります使用料減免規定のところを庁内的に意思統一したわけございまして、当時から運河には、今申し上げました従来からの日本式のタイプの遊漁船のほかに、マリーナに入れなかったモーターボートタイプの船が不法に係留されているような状況が多くございました。その部分を何とか改善したいということで、この部分についても一定の料金をいただくという形の中で検討した結果の内部決裁でございます。

○横田委員

今言われたように、不法係留を防止するための一定の条件を設けたものというふうに認識しておりますが、この文書というのでしょうか、何というのでしょうか、新たにモーターボートの暫定係留の料金が示されたわけですが、ここでモーターボートの、レジャー用だと思いますが、これの係船料というのでしょうか、これは幾らになりますか。２０フィートで分けていると思いますが、２０フィート以上でお願いいたします。

○（港湾）港政課長

税抜きで１フィート１か月１,６００円です。

○横田委員

さきほどは船一杯で６,０００円でしたが、これで計算して２５、６フィートの船になりますと、大体３万ぐらいになるというふうに計算されると思います。

レジャーボートですから、遊びに使うものですから多少高くてもいいだろう、マリーナ並みといいまいしょうか、マリーナより若干安いというのか、そういう料金設定をされたのかと思います。そんなようなことも書いてあります。

それで、今の決裁文、あるいはさっきの条例の第３条ですか、これによって係留している遊漁船も実際あるわけですが、この遊漁船の定義というものは何かございますか。

○（港湾）港政課長

使用目的でもっての遊漁船とかというのは、一応、営業目的で使うのであれば、それなりの許可が要するというこ

とでございます。私どもの方は、あくまで係船をする上での部分でございますので、さきほど来申し上げておりますように、従来より運河にとめていただいています日本式の和船タイプのものというような形で考えております。

○横田委員

特に定義はないということです。

遊漁船の業務をなされている方が、遊漁船業の適正化に関する法律というのがございまして、これに基づいて、農林水産大臣に届出をし、さまざまな制約を受ける、あるいはそれを破ると罰金を受けることとなっています。

この法律では、遊漁船の定義といいたいでしょうか、これについて定義しているわけです。同法の第２条には、遊漁船業の仕事、これは船舶により、さきほど申しましたように、乗客を漁場に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により、魚類その他を採捕する仕事を言う。

そして遊漁船等は、この遊漁船業に供する船を言うのだ。特にモーターボートだからだめだとか、どんな船だからだめだとか、外観によるあれはしていないのです。

今、課長のお話ですと、小樽市では、外観で、これはモーターボートの格好をしているからモーターボートだと。

それから、和船タイプのというお話ですが、和船タイプの遊漁船は遊漁船という極めてあいまいな定義付けがされているわけですが、いろいろお聞きして、何を言わんとしているのかは、これからなのですが、現在、遊漁船業を正式に届ける、それから船検、船の検査もありますが、これにも用途は遊漁船ということで持っている方が、モーターボートといえますか、いわゆる港湾部で言われる形です。

外観がモーターボートであるために、実際、遊漁船業を営んでいる、乗客名簿も備えつけていますし、さまざまな制約も受けながらやっているわけです。この料金がさきほど出しましたように５倍ぐらい違うということになっているわけです。

それで、いろいろな条例なり決裁文に、例えば遊漁船がモーターボート型はだめだよとか、あるいは逆に遊漁船とはほぼこういうものを言うのだという定義付けがしてあれば、それに該当しなければしょうがないということになるのでしょうかけれども、全く同じ業務をしていながら、外観が違うだけでなかなか難しいという部分があります。この辺に関しては、そういうお話が実際にあると伺っていますが、いかがでしょうか。

○（港湾）港政課長

議員のご意見がありますところの、船が違っても行っている行為が同じという、そういう観点から、例えば、確かにそういうお話にもなるのだと思います。私どもで、さきほど申しました平成８年度の当時の計画の中では、いわゆるマリナーに誘導すべきといえますか、マリナーに入っていくのが本来の姿である、そういうモーターボート型のプレジャーボート、こういうものについては、その分なりを含めるということは、あくまで暫定でありますよということをわかっていただきたいということを思っております。したがって、あくまで料金差があるというのは、プレジャーボート型３か月未満、１か月未満の短期の暫定使用を繰り返したら、あくまでそういう形を取ってございますので、マリナーに入るまでの間の暫定使用という形で、私どもとしては考えております。

○横田委員

時間が近づいているのでまとめますが、遊漁船かあるいはモーターボートかははっきりした定義付けというのが現在ないわけですが、安くてもいいでしょうか、使用料を取っているわけです。

ですから、外観で判断するという、そんな分類ではなくて、実態がどうなのかという、あるいはレジャーなのか、業として運用しているのか、例えば公式な船検証なんかあるわけです。あるいは届出の書類なんかもあるわけですから、そういうもので判断するべきではないのかなと思います。

それから、今のお話で、マリナーに入るまでの暫定ということですが、船検が遊漁船ということで取っているわけですから、マリナーには入れないわけです。これは私もマリナーに電話をして聞きましたが、マリナーには入れない。だから、いわゆる暫定で係船していること自体もちょっとおかしくなるのかなと思います。

決裁後、６年経過しまして今のような事態も出てきているわけです。ですから、事情が変化してきているわけなので、そうした事情を考慮した上で、これからご検討を願えないのかなというふうなところでまとめたいわけですが、いかがでしょうか。

○港湾部長

ただいま、いろいろご議論をいただきましたとおり、運河係留の小型船、その使用料の算定に当たっては、現在のところ、あくまで船の外観的な形状といいますか、こういうことに着目して判断しているわけですが、今、お話のありましたとおり、漁船型遊漁船、こういう形にいたしましても、特に、モーターボート型の方に近づいていると、こういった現状も確かにあります。

外観的な形状だけでなく、あくまで利用目的、これがレジャーなのか、あるいは、なりわいというか、遊漁というか、そういうことなのか。それに応じて料金の設定ができないかということでございますけれども、さきほどもご答弁を申し上げたとおり、いろいろ経過がありまして、マリーナとの利用料金のそういったことの関連も現にありますので、今すぐ改定は難しいのですけれども、他港の事例等々、これについても十分研究してまいりたいなと、こんなふうに考えてございます。

○横田委員

なかなか苦しいご答弁ですが、多分、平成８年に決めたときには、この市長決裁なるものは、そういったことは予測されていないでつくられたものだと思うのです。

今、部長がおっしゃいましたように、船もだんだん進化してきていまして、実際、やられている方は、お客さんの要望によってモーターボートの格好にした方が速く行けるだろうし、いろいろな快適な部分もあるということです。

それから、本来、不法係留を防止するために決めたことでしょけれども、不法に係留すると、商売はもちろんです。ですから、不法係留は遊漁船として認めたことによって、不法に係留することはなくなるのではないのかなと思いますので、ご検討をされるということですので、よろしくお願い申し上げまして、私の質問は終わります。

○大竹委員

市内の道路対策について

それでは、私の方からは一つだけ、市内の道路対策についてお伺いいたします。

今議会の一般質問の市長答弁で、道路の整備、用地問題等もあって困難となっているというような、そういう答弁もいただきました。

そこで、お聞きしたいのですが、国の用地があるところを、道路用地という形の中で、これを買うなり払下げをしてもらうというようなことがあり得るのではないかなと思うのです。

そうしたときに、そういう民間と地方公共団体という形の中で、国の対応としてはどういう違いがあるか、ご説明を願いたいと思います。

○（土木）管理課長

例えば、道路敷地を市の管理ということになる場合ですけれども、例として、以前、国道の敷地であったものが市道として使っているような場合について、市がその部分を国から道路敷地として譲与を受けるという例がございます。

そのほかに、普通財産ということで道路がない場合については財務の方が所管いたしますので、必要であれば、市が購入するとか民間に売却する、こういう例がわかれております。

○大竹委員

今聞いたのは民間で払下げてもらう場合と、地方自治体、公共が国から譲ってもらうなりどうこうするといった場合の違いについて聞いたのですけれどもね。

○（土木）管理課長

大変勉強不足で申し訳ございませんが、国の土地を市が買う場合と民間が買う場合で値段に差があるのか、あるいは何か条件がつけられるのか、その辺はちょっと承知していません。

○大竹委員

公共的なものであるとすると、優先的な形の中で、優先順位からいきますと、公共という形に持っていかれると私は解釈しているのです。

それはそれとして、今そこでもって認識的なものがないというのは、それはそれでいいでしょうがありません。

それで、実際問題の話です。これは塩谷本通線なのですけれども、これも、平成14年、15年度の2年間にかけまして、塩谷漁港関連道、ここまでに現状の幅員のままで、これは9メートルですけれども、片側歩道をつけたままでもって整備して、塩谷線のバス路線の延長ということを考えて物事をしているというように聞いておりますが、それから先なのですけれども、本通線は漁港関連道のところで、今、整備の方はそこで打ち切ります。

ところが、本通線というのは、それから余市方面に向けて2キロちょっとの形があると思うのです。2キロぐらいですか、そこは非常に狭いわけです。なぜ狭いかというと、以前は、これは国道5号でした。5号が小樽市の市道という形の中で、新しい国道ができたので市道に変更されたときに、そのときに用地の問題があったわけです。そのときに実際に使われている用地のみ小樽市の市道という形で認定し、市の方に払い下げられるというか、そういう形であったのです。

ところが、その横には、もともと国道としての幅員がありまして、幅がそのまま国の管轄の中で残っているわけです。将来的なことを考えますと、この道については、今6メートルぐらいしかないようなことでございますから、漁港関連道も含めて幅員が広まってきたとすると、余市方面に出て来るときには、必ず幅員を広げなければならないという大きな問題になると思うのです。

それで、最初に言いましたように、そういうような用地問題を解決していかないと、そういう後からの工事がなかなかうまくいかないからということが市長答弁からあったものですから、この用地につきましても、今の状況の中であれば国が所有しています。一部は地先の人方に売却されているということもありますし、国の方針としては、それを地先の人に売ろうとしている現実もありました。

ですから、公共としては、それに向けて、将来拡幅ということも考えながら、買うなり払い下げてもらうような手立てをしてはいかがかということなのですけれども、いかがですか。

○（土木）管理課長

ただいま議員からご質問のありました塩谷の本通につきましても、平成11年の10月の段階で、旧国道だったということで、その後、市道に認定されまして、市道として管理されていたということで、国の方から小樽市が譲与を受けております。

その際、用地部分が、議員がおっしゃったように、例えば、道路幅の中に家屋があるとか支障物件があるとかというところがありましたので、現道の中の道路部分ということで譲与の手续をしたというふうに聞いております。

○大竹委員

何も答えになっていないでしょう。そういうことは知っていますから、これから先に向けて。

○（土木）管理課長

それで、議員の指摘のように、本通の浜側の方といいますか、現道が6メートルぐらいというか、そのぐらいの幅で、ほかの道路の幅よりも狭いということで、今後について事前に道路敷地の分を購入してはどうかという話ですが、さきほど言いましたように、平成11年のときに一回譲与を受けているのです。それで、その道路に付随した

部分で、さらに支障がある部分については、市としてきちっと確定していない部分があるので、当時の国土交通省所管の部分から、財務局の方に普通財産として移管できなかった部分があるというような話も聞いておりまして、現在のところは開発建設部所管の用地というふうに聞いております。

今後については、これをどういう形で開発建設部さんが処理していくか、前任の担当者から新しくかわりましたので、その辺のところは開発建設部の方にも詰めておりませんで、今後、確認してみたいと考えてございます。

○大竹委員

この問題については何年も前から土木部の方に話しています。

それで、図面も土木から全部いただいています。ひっかかる部分というのはほんの一部だけです。そういうようなことの中で、これから新しくつくるにしても、用地が民間に買収されてしまったときに拡幅は非常に難しいという問題が今問題としてあるから、ある程度それを先にやっておいたらいかがですか。

それと、今回、国道の拡幅に向けて、この本通線と国道の取付け道路といいますか、交差点改良、これは開建の方が、自分のところと建設省が持っている道路を含めて、市道の拡幅に今回着手したではないですか。そういうこともあって、今、国としては、その道路の問題を考えられるいいチャンスだと思うから提案しているのです。その辺ご理解いただいていますか。

○土木部次長

今のお話でございますけれども、委員、ご承知のとおり、この本通線の余市側の部分につきましては、支障物件としましては、現に家屋が建っている、あるいは幅員が非常に狭くて、その道路を広く整備をしていくということになりますと、土地等々の関係もございまして、現在、14年、15年で整備を進めております本通線の逆の位置に戻る形になりますけれども、ＪＡの方に向かって整備を進めてきているということはございます。

確かに、国の方では、出口付近を拡幅してございますけれども、これは国道５号のバスの暫定的な回転場所をつくる、そういったこと等々も含めた中で整備を進めているわけでございまして、さきほど管理課長からお話してございますとおり、すべてが国のものではございませんで、既に売却されているものもございますし、あるいはまた、建物が出てきているところもございます。

そういったこともございますので、測量であるとか、そういったことも含めて、今までの中では一たん市道として小樽市として受け入れているということもございまして、そういったものも含めて再度またそういったこともできるのか、開建の方とも話をしながら、委員がおっしゃるような方向性も探ってまいりたい、このように考えております。

○大竹委員

再度、そういうふうに現状、実情を見て検討するということであれば、私は、それでもって質問を終わります。

○前田委員

総合体育館の月曜開館に伴う委託について

最後の質問者であります。しばしおつき合いのほどお願いいたします。

それで、社会教育部の方にお伺いをいたしますが、今年の４月から、ＮＰＯの小樽体育協会の方へ総合体育館を月曜開館に伴い委託をされておりますが、月曜開館ということですから、日曜が直営で月曜が委託になるわけで、この引継ぎ、これが円滑にいつているのかということが一つと、委託に伴う苦情などは寄せられてはいないのかということ、とりあえずここを聞きます。

○（社教）総合体育館長

ただいま委員がご指摘の円滑にいつているかという質問ですが、現在のところ、私は聞いてございません。円滑にいつているものと判断してございます。

○前田委員

便りが無いのが円滑にいつている証拠だというふうに言われているのだろーと思います。

ということで苦情がないということで、月曜開館、当然週1回月曜開館なんですけれども、作業内容というのか、中身、それと人員、それに伴い何かあった場合の体協の方のリスクだとか、こういうものに責任があると思うのです。それについて説明してください。

○（社教）総合体育館長

現在、総合体育館につきましては、昼間2人、夜3人ということで5人で回してございます。

委託内容につきましては、受付業務も委託してございます。

○前田委員

今、そういう昼2人、夜3人の人が従事していますよ、これは受付業務でございますよと。これらのことに伴うリスクというか、何かあった場合に、この人方にもいろいろな責任があるのでしょうか。やりっ放しということにもならないと思うのですが、この辺も含めてお聞かせください。

○（社教）総合体育館長

最終的な責任につきましては、教育委員会が主ということになります。

○前田委員

そうすると、何かあった場合には体協でなくて教育委員会の責任になるのですか。

○（社教）総合体育館長

現在の体育協会さんとの受付業務の委託の中での契約事項につきましては、責任は教育委員会にございます。

○前田委員

契約内容がそういうふうになっているのですか。

○（社教）総合体育館長

契約内容の中での責任はそういうふうになってございます。

○前田委員

雇用者責任というのか、委託者責任、発注者責任というのか、そういうことでいいですね。

○（社教）総合体育館長

そのとおりでございます。

○前田委員

委託金額というのは、年間何日でいかにようになりますか。

○（社教）総合体育館長

人によって若干違うのですが、現在、たしか5,120円で年間53日間の月曜開館をお願いしてございます。

総額は予算の中では131万の範囲でございます。

○前田委員

5,120円というのは何時間労働で5,120円なのですか。

8時間労働にすると、私の計算機間違っなければ640円ですけども、それはそれでよろしいですけども、これちょっと意地の悪い質問になるかもしれませんが、これを直営で行った場合、どういう計算というか、年間53日で金額、差額になるのですか。

○（社教）総合体育館長

現在、直営でやっております火曜日から日曜日の中でも正規職員と嘱託がそれぞれ入ってございまして、委員、ご質問の中でございますが、今、お返事することはちょっと難しいかと思います。

○前田委員

違う方向にいつているのだけれども、委託に伴って、当然そういう、いろいろな方がいろいろな行財政改革などうんぬんといろいろな質問をされているけれども、民間委託に出してこれだけ、直営でやったらこれだけ、当然そういう計算式というのはなかったのですか。それはないまま出しているのですか、どうなのですか。

○社会教育部長

職員を使った場合、どの程度の給与ベースの方を使うかということで、どこかで想定しなければちょっと比較のしようがないというふうに思っております。今、嘱託職員につきましては、一応、時間単位幾らということで計算いたしまして、その時数でと。

○前田委員

昨年まで直営でやっていたわけでしょう。（発言する者あり）

だから、それでも、今のやつを計算しても、直営でやったとしたら幾らかかるのかなと、その辺は、理事者だったら普通そのぐらいのことは計算するのじゃないですか。

○（社教）総合体育館長

詳しい資料を今日は持ち合わせてございませんので、後ほどご報告させていただきます。

○前田委員

それで、１定の３月５日の答弁の中にもありましたけれども、平成15年度以降、プールだとか体育館を全面的に委託したいとの市長答弁がありました。

そういったことで、現在、このことについてどの程度進捗しているのか、進捗状態をちょっと教えてください。

○（社教）総合体育館長

現在、全面委託に向けて委託する内容等、体育協会さんと協議をしている段階でございます。全面委託に向けては、関係部局との協議も必要になっていることでございますけれども、現在は、業務の内容等について議論をしているという段階でございます。

なお、これからかなりの時間を要するかと思っておりますが。

○社会教育部長

管理面について委託する場合に、当然、業務内容はどういうものがありますよ、こういうことで説明をしております。

それから、体制ですけれども、仮に３人体制でいった場合は、この程度の人数は必要になるのではないかと思いますというようなことで、そっちの方も、ある程度、勤務表なども案として作成いたしまして、一応、事務レベルで協議をしているということでございます。

それから、あとは委託料がどの程度になるかというようなことも事務レベルで詰めている段階でございます。

○前田委員

館長の答弁を聞いてびっくりしています。

部長答弁がございましたけれども、それで、こっちの方も数字を押さえております。押さえている数字では、総合体育館の経費というのですか、館費というのですか、職員給与からずっと見ていって、あらあらのものでしょうか、これで見ると、６,０００万ちょっとかかっているのです。

だから、いろいろな説明で、片方は時間がかかると言っただし、部長は今一生懸命に進めているということで、金額ベースでどのぐらいの委託になってくるのか。

また、示せるものがあるのであれば、項目、費目を聞かせてほしいのです。

○社会教育部長

確かに、今、前田委員がおっしゃいましたように、職員給与費、それから一般管理費、施設関係経費をトータルいたしますと、今、体育館経費は６,００４万ぐらいになっております。

ただ、その中で、一般管理費的なものは、ある程度全面的にお任せしたいと思っておりますし、ただ、施設関係費の中でも、清掃委託料というのが非常に金額が張っているのですけれども、ここまでお願いしていくかどうかというのは最後に詰めていかないとだめだというふうに思っております。

それから、経費的なものにつきましても 280万程度あるのですけれども、備品購入、こういった部分については、どこまで委託をしていくか、最後に詰めていかないとだめだなと。それから、やはり問題になるのは人件費でございます。人件費の部分で、今どの程度の総額になるか、これを今詰めているところでございます。

これから工程を考えますと余り時間ございませんので、早急に詰めて、もちろん、うちの方は案的なものは持っておりますけれども、今、事務レベルの段階で打合せをしている、こういった状況でございます。

○前田委員

そうなんです。これを積算して積み重ねていくと 6,100万かかってくるのですけれども、今、月曜開館に伴う分で 131万程度ということで、これが何%金額ベースで来るかによりますけれども、相当なボリュームがあるわけです。

そういうことで、今、月曜開館に伴う契約を想定されていますけれども、その中身と、特に全面委託になった場合の中身というのは、相当変わってくるのではないかなという気はするのです。

そういったことで、言わんとすることは、先月も厚生の方で盛岡の方へ視察に行きました。それで焼却炉を見に行ったのですけれども、その隣に余熱を利用したプールがありました。そこでもって、それが本題ではなかったのですけれども、ちょっとこのこともあったので、いた年配の方に聞いたら、盛岡市体育協会のものですと。どうなっているのですかと聞いたら、全面的に受けてやっているのですよと。ああそうですかと言って、スタッフルームなんかを見ると若い人もかなりいました。恐らく指導員だとかいろいろな方もいますけれども、どのぐらいいるのですかと言ったら、いや、ここばかりでないから、大体七、八十人ぐらいうちの方ではしていますよと。こうなってくると大企業というか大会社です。まちの規模も違いますけれども、小樽市の体協の場合も、こっちの場合は 131万程度の受託金額かもしれませんが、場合によっては、来年度以降は何千万という数字になってくるかもしれません。

こういったことを含めて、新聞なんかにも出ていますけれども、NPOといいますが、こういったところに就職をしたいという若い人というか、今後、大きくなってきますと雇用の場にもなってくるわけです。今のうちに、言葉は悪いですが、定年になった方ばかりだとか、そういう感じの方ばかりではなくなると思うのです。

また、教育委員会として、当然そういったことも視野に入れてもらわなければならないし、体育協会の方もいろいろな人を雇うわけですから、1人であったにしても、労災保険も当然必要でしょうし、失業保険も必要でしょうし、もちろん、年齢によっては厚生年金も必要でしょうし、いろいろなことになってくると思います。

だから、いろいろな事務的なものが複雑になってくる部分もあります。そういったことも含めて、今後、小樽体育協会がこれらを受託していける、また、そういうように担っていけるような体制と、また逆に一つお願いしたいことは、教育委員会が体協に期待するもの、これについて、最後でいいですからお聞かせ願いたいのですけれども、期待するものと今後担っていかなければならないものというのは、こういうものでないのかな、だから、私たち教育委員会は期待しますよというようなことでもいいです。どうですか。部長でもよろしいですし、教育長でもよろしいです。

○社会教育部長

委託することによって、サービスを低下させない、そういったことも担保される、あるいはまた、市にとっても財政的な効果がある、そういったこともらみながら委託を進めていきたい、このように考えております。

それから、どういった方を雇用するかというのは、受託先の、今後はNPOの資格を取った体協というようなお話をしておりますけれども、体協の考えによって、このように考えております。

○前田委員

何か一つくらいなかったら、期待するものは何かなということです。

○教育長

NPO法人に、例えば、社会体育施設といっても、夏期の分では陸上競技場がありますし、サッカー・ラグビー場があります。プールがございます。冬期で言えば、スキーは複合競技もあるしジャンプ競技もあるということで非常に多面的な要素がありますので、今は体育館の月曜開館に、小さいのに絞っての事業展開ですので、少し時間をいただきまして、総合的にどのような切り口があるのか、どこから始めるべきかということを具体的に検討してまいりたいと思っております。

○前田委員

終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

再開時刻は、追ってお知らせいたします。

休憩 午後 7 時54分

再開 午後 8 時20分

○委員長

それでは、会議を再開いたします。

中島、北野両委員より、別紙お手元に配布のとおり修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

○北野委員

時間も遅いですから、詳しいことは本会議でやることにして簡単に申し上げます。

議案第 1 号平成14年度小樽市一般会計補正予算に対する修正案の提案理由を簡単に申し上げます。

我が党は、石狩湾新港やごみ処理広域化に反対です。

議案第 1 号に、これらに関連する予算が計上されています。この予算を削減して財源とし、中小企業緊急直貸し資金として中小業者に限度額50万円で 1 年間無利子で貸し付けるという内容です。

仮に限度額いっぱい借りる業者がいたとすれば 160件の業者が借りることができます。削減したうち 8,000万円をこの財源に充て、道支出金 1,980万円を除いた 716万 8,000円は予備費に積み増しするものです。

市内の中小業者の方は、長引く不況に加え、商工信組の破たんなどで、設備資金はもとよりであります、運転資金にも事欠くありさまです。

何とか経営を続けたいということで、赤字にもかかわらず、これまでの蓄えを取崩しながら、そして、それがなくなった場合でもノンバンクなどから借入れ、瞬く間に資金繰りが行き詰まっているという、店をたたまざるを得ない方もたくさんおられます。

こういう業者の方々に小樽市が援助の手を差し伸べることは、最低限の責務であると考えています。

これまで我が党が指摘してきたマイカルなどへの手厚い税金投入に加え、現在も市税 2 億 7,000万円余りの滞納に対しても、理事者は余り積極的に納入してもらおうとしていません。これと比べるなら、 8,000万円を財源とする中小業者に対する配慮は当然のことです。各党の皆さんの賛成をお願いし、提案理由といたします。

○委員長

これより、一括討論に入ります。

市民クラブ。

○齊藤（裕）委員

市民クラブを代表し、議案第１号平成14年度小樽市一般会計補正予算に反対の討論をいたします。

補正予算中、清掃総務費北しりべし廃棄物処理広域連合負担金には 8,320万 7,000円が計上されており、本日の当委員会での議論でも明らかになったように、小樽市が他５町村とともに支出する予定の全都清への委託金 1,050万円が含まれております。

これに対し、全都清からの常識的、一般的と言える見積書は徴していないという事実も明らかになりました。

また、積算の根拠が平成12年度のものであること、これらの問題があり、否決するものであります。

詳しくは本会議で討論をいたします。以上です。

○委員長

共産党。

○中島委員

日本共産党を代表して、議案第１号に関する修正案に賛成、原案に反対の討論をさせていただきます。

修正案は、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金 8,320万 7,000円と石狩湾新港地域企業立地促進事業補助金 2,376万円を削減し、これを財源として 8,000万円で中小業者へ緊急直貸しを実施します。余った分 7,716万 7,000円は予備費に積みます。

この制度は、限度額50万円で無担保、無保証、無利子とし、10月から実施、１年間据え置きとします。

市が直接貸し出す直貸しとし、貸出条件は、市内在住者であること、各種団体推薦を受け、市長が認めたものとします。

各種団体とは、地域における本人の保証人ともなる町内会、市場、協同組合などです。詳しくは要項のとおりです。

議案第１号には、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金が計上されていますが、ごみ減量化に逆行し、小樽市政に多大な財政負担をもたらす広域化計画に反対です。

1997年、国は、ごみ処理にかかわるダイオキシン類発生防止等ガイドラインを打ち出し、可能な限り焼却能力１日 300トン以上、最低でも１日 100トン以上の全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、市町村を広域ブロック化するように方針を出しました。

厚生省の言うとおり、大型炉をつくった多くの自治体は、ごみ不足と経費負担増で深刻な状況に追い込まれています。

大型焼却炉の矛盾が明らかになり、1999年、ついに厚生省は 100トン未満の設備施設にも国庫補助を認めました。

しかし、広域化計画を持つことを義務づけたままです。ごみ減量化推進の中で、過大なごみ収集を想定した広域化こそ矛盾です。

国の誤った方針で自治体が多大な負担をすることのないよう、小樽市のごみの実態に合わせた規模・内容の施設が一番です。

また、石狩湾新港地域企業立地促進事業補助金は、石狩開発が事業者に土地を売った際の値引き分に対する小樽負担分であり、加担している石狩開発に対する支援はやめるべきです。

小樽市内の圧倒的多くの中小業者は、赤字の中で経営を維持するのに精いっぱいです。何とか営業が続けられるよう支援するための貸付金制度ですから、各会派の皆さんの賛同をお願いして討論とします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第１号に関する修正案について採決いたします。

修正案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と報告は承認とそれぞれ決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心なご審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。

これも、副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様方のご協力によるものと感謝いたしております。

意を尽くし得ませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。

本日は、皆さん、本当にどうもありがとうございました。

これをもって閉会いたします。